

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

平成24年 9月24日 開会 9時58分 閉会 16時21分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

河合建志	坊野公治	三輪順治	大鳴二郎
川上武徳	宮地俊則	森本典夫	乗藤俊紀

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 井口 勇

(2) 委員外議員 森下金三

(3) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	長野隆
総務部次長	佐藤文則	会計管理者	鳥越寿
監査委員事務局長	岡田豊作	総務部検査参与	葛間一樹
秘書広報課長	妹尾光朗	企画課長	大舌勲
定住促進課長	中原康夫	財政課長	山田正人
税務課長	小田義晴	芳井支所長	笹井洋
美星支所長	小出堅治	消防団参事	長川行雄
総務課長補佐	山下浩道	企画課長補佐	佐藤和也
財政係長	久安伸明		
教育長	片山正樹	教育次長	初崎勲
学校教育課長	山部英之	学校教育課参事	川上吉弘
生涯学習課長	田辺晶則	生涯学習課参事	綾仁一哉
文化課長	藤井護	スポーツ課長	三宅孝一
図書館長	山室日出夫	学校給食センター所長	土井義宏
市立高校事務長	三村信介	庶務課長補佐	藤井清志

(4) 事務局職員

事務局長	川上勝三	事務局次長	渡辺聡司
主任	藤井隆史		

6. 傍聴者

- (1) 議員 藤原浩司、上野安是、簗戸利昭、西田久志、馬越宏芳、水野忠範、
佐藤 豊、鳥越孝太郎、川上 泉、高田正弘、藤原清和
- (2) 一般 7名
- (3) 報道 2名

7. 発言の概要

委員長（河合建志君） 皆さんおはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（三宅生一君） 改めまして、皆さんにおはようございます。

きょう9月24日は、明治10年に西南の役ということで、これが終息した日であります。西郷隆盛が自刃ということでの決着の日がきょうであります。かのときも維新ということが言われたわけですが、現在国においてもそういった言葉が言われているようにもありません。

我が井原市の市政につきましても、皆様方とともに確実な市政運営を図っていききたいというふうにも思っているところであります。

さて、本日は総務文教委員会を開催いただきましてありがとうございます。この委員会に付託されております議案、条例案件1件でありまして、そのほか所管事務調査等がございしますが、皆様方には慎重な審議の上、適切にご決定を賜りたい。なおかつ、いろいろな切り口からご提言等賜りたいというふうにも思っております。

なお、お手元に報告事項を別冊としてお配りしておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願ひしたいというふうにも思っております。本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第60号 井原市立幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

委員（大鳴二郎君） この条例ですけれども、そこに教育時間終了後と書いてあるんですけれども、これは幼稚園の終了時間がまちまちだからこういう言葉をされとるんですか。もう一件は、これ荏原のことですけれども、これで幼稚園で何園目がこの預かり保育をされてる

ようになるんですかを伺います。

学校教育課長（山部英之君） ご指摘のとおりでございます。各曜日によりましては給食の実施している日、そして実施していない日、それぞれ教育課程の終了時間が一定ではございませんので、まちまちでございます。

教育次長（初崎 勲君） 荏原で4園目になります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈陳情第2号 モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関するお願い〉

〈陳情第3号 競艇の場外発売場設置反対を求める陳情書〉

〈質疑〉

委員（三輪順治君） その前にちょっとお願いしたいんですが、前回の総務委員会でいろいろ調査もすることになっておりますし、合同審査会ということで建設水道の方々のご意見もお聞きしとるやに聞いております。手元のほうに写しがありますが、改めてその2件について報告をしていただいた後で質疑をさせていただいたらどうでしょうか。そうしないと、6月からのいわゆる接続ということになりますと、それがやっぱり必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（河合建志君） ただいま三輪委員より提案がございました。皆さん、どのように思われますか。

次長（渡辺聡司君） 三輪委員さんのほうからご発言ございました、お手元のほうに先般の資料をお配りさせていただいております。その資料につきまして、簡単に概要を報告させていただきたいと思います。

まず、先般の総務文教委員会の中におきましてご意見がありました、既に設置している団体等につきまして、実はその後の状況についてもアンケートしてほしいということで、ミニボートピアの設置市町へそれぞれ依頼をかけて調査を行ったところでございます。

お手元の資料のとおりでして、実際に回答があったのは、該当事項がありましたのが、こ

の表に書いておりますとおり長崎県の時津町、熊本県長洲町、宮崎県日向市、鹿児島市、鹿児島県の薩摩川内市からそれぞれ該当があったということでございます。

まず、設置後に議会あるいは執行機関等に対してそれぞれ苦情、あるいは要望等があったのかという質問につきましては、これは長崎県の時津町のほうから回答がございました。内容としましては、不法駐車に対する苦情が3件、それからごみの散乱等が1件、計4件の通報があったようでございます。これに対しまして、市のほうとしましてはミニポートピアに早速に連絡をし、即日対応が行われたとの回答でございました。

それから、住民に対するアンケート調査を設置後にしたかということでございますけど、これは全団体とも実施されておりませんでした。

それから、住民あるいはその市、それから事業者、こういった組織等で運営協議会等設置されているかといったことでございますが、これにつきましても先ほどの5団体のほうから設置しているとの回答がございまして、構成員、それから協議事項等につきましてはこちらに記載しているとおりでございます。

具体的に市民あるいはそういった関係団体のほうからご意見があったかということにつきましては、長崎県の時津町につきましては、それぞれ協議会の席で報告事項等ございましたけど、そういったことは即座に対応して全て改善されているということでございます。それから、鹿児島市につきましても入り口付近に人がたむろしているというふうなことがあったようでございますけど、こちら警備員に対応していただくということで、即座に対応ができていたということでございました。

あと、欄外に書いておりますけど、これらの市につきましては、いずれも該当事例はないということでの回答がございました。

それから、もう一枚でございますけど、これは建設水道委員会のほうから8月2日付でそれぞれ建設水道委員会で協議いただいた事項を報告いただいております。これにつきましては、朗読をさせていただきたいと存じます。

場外舟券発売場が設置されることについては、当該施設において雇用が創出されること、また当該施設来場者においては市内商業施設、公共交通機関等利用されることが想定され、地元産業の活性化、経済効果がある程度認められるとの意見が付されております。

以上でございます。

委員長(河合建志君) 以上、事務局より詳細な説明がございました。

委員(三輪順治君) ご説明いただいた中で、A3判の対応の下の欄に、これ数えたら11の自治体があるんですが、照会をしたが、いずれも該当事例はない旨の回答であったという意味を少し教えてください。

次長(渡辺聡司君) 質問事項は、それぞれ左の欄に書いております。

まず、ミニポートピア設置後に議会に対して住民からご意見や要望があったかどうかの有無、あった場合はどういったことがあったか、またそれに対して対策をどう講じたか。また、同じ内容を執行機関に対してそういった意見要望があったかどうか、また、その内容、対策について聞いております。それから、ミニポートピア設置後に住民等に対してアンケート調査を実施したかという質問、それからミニポートピア運営に関する協議を行う組織を設置しているかということの質問、もし設置されている場合でありましたら構成員、組織での協議事項、またその協議会での提案された内容の具体例等を記入いただくように、こういった質問をお送りさせていただきました。

下に書いております団体につきましては、それぞれ議会、執行機関に対しても一切そういったご意見はなかったということ、それからアンケートも実施しておりませんし、また運営協議につきます組織の設置についても未設置ということでの回答でございます。

委員(三輪順治君) わかりました。

もう一件、建設水道委員会の委員長のほうから当委員会の委員長に出された協議結果を今朗読していただきましたけども、建設水道委員会としては、これは一致した意見でしょうか。何か、少数意見でもあったか、委員長、何か情報お知りであれば、これは基本的に集約意見でしょうけども、少数意見があればご紹介ください。

委員長(河合建志君) 私のほうは、集約した意見、今次長が申し上げました意見以外は聞いてはおりません。

委員(三輪順治君) そうすると、この委員長報告、合同審査会といいますか、意見を求めた結果はこの3行の文書で委員会としての総意があらわれとると、少数意見も委員長としてはおつかみになってない、ですからこれが全ての結果であると、こういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

委員長(河合建志君) 総務文教委員長としましては、建設水道委員会の総意を求めたわけでございますから、個々のご意見はお尋ねはしていません。

委員(三輪順治君) わかりました。

〈なし〉

〈討論〉

委員(森本典夫君) ちょっと長くなりますけど、討論をしたいと思います。

地元自治会からのポートピア設置要望の陳情に対し、反対の立場で次に理由を述べ討論いたします。

以下、箇条的に述べます。

3自治会に対し、設置をすることに対するアンケートの内容と数値的な全体の結果がいまだに詳細に明らかにされていない。

施設を取り巻く周辺の交通渋滞など、環境や防犯面で悪くなっても、よくなることは考えられない。

原子力発電所、米軍基地や自衛隊基地などから、なぜ関係自治体や地元にお金を渡すことになるのか。それは、その地域にそういう施設が来ることによって迷惑をかけることが根底にある。したがって、今回のポートピアについても地元にもお金がおおり、そして自治体にもお金が回ってくるということだと思いますが、今回のポートピアについては、同様だと思います。

こういう施設より神辺町のパチンコ店跡地にできている福祉施設を誘致するほうが得策ではないか。

井原市議会の関係委員会で、各自治体のポートピアを行政視察した感想として、聞くところによると予想外によかったとの評価でありました。委員会は、視察先で説明を受けていますが、厳しい国の設置基準を守り許可条件をクリアするには施行者、設置者の法令遵守は当然であり、これが計画推進を支持する理由にはならない。

次に述べるが大変重要だと考えますが、もっと審議すべきは市民生活に深くかかわるギャンブル依存症であります。この病気は、多重債務などの多額の借金を肉親が肩がわりし、顕在化しにくいのが特徴と言われております。今回のポートピアについて、ある精神科医は、ギャンブル依存症になり鬱病などとの併発を指摘しております。また、ギャンブルを初めとする多額の借金や経済的困窮、両親のいさかい、時には暴力のある家庭の中で力のない子供にとってどんなにつらく、耐えがたく、悲しく、希望が見えないことなのかと、子供たちに思いを寄せております。この依存症が、アルコール中毒と同様に当事者がなかなか認めない、また否認する病気であり、潜在的には相当な該当者が出るのが推測できます。ポートピア設置の可否の判断は、市民生活を守る意味の重さが問われると言っても過言ではありません。

今日問題なのは、経済社会と国民生活を守るルールがなくなっていることでもあります。経済活動も規制緩和を理由にあらゆる分野で競争確保と自己責任を求める政策が進められ、その結果ますます職場、地域で人間的な連帯感が薄れ、社会的にも経済的にも力のない大人が希望を失い、経済的な貧困の進行、離婚などの家庭崩壊、鬱病などの精神疾患と自殺者の増大など、市民の願いとは逆に人間らしく生きづらい姿が広がっています。我々大人が働き、その代価として受け取るものを大切に、子供たちを育てる環境社会をつくること、人間らしい文化的な生活を保障するまちづくりを求めています。こうした子供たちに、公営ギャン

ンブルの売り上げの一部を環境整備協力費として子育て支援や環境整備に充てること自体、井原市として選択すべきではないと思います。

そして今、市民の深刻な暮らしの相談を受ける者として、教育と市民生活の上で多重債務の拡大、依存症による大人の被害者をつくらないことが重要であります。井原市に何がしかの環境整備協力金が出されるとしても、先ほど言いましたが、多重債務者や生活困窮者になって、結果生活保護を受けるようなことにでもなれば、生活保護費を支給することで環境整備協力費は吹っ飛んでしまうことも考えられます。

4日前の20日、反対の運動を始めてから、今月19日までの設置反対の署名529筆を添えて市議会議長と市長に設置を認めないようという要望書が出されました。先般の審議のときにも言いましたが、設置予定地域である出部の方がたくさん署名していますし、市内全域で反対の意思を表明している方が500名もいるわけであります。運動は、現在もまだまだ広がっております。

そんな中で、事もあろうに井原市の青少年の環境を守る会の代表者である●●さんのところには、非通知表示で脅迫まがいの電話までかかってきているようであります。非通知なのでこの誰かわかりませんが、当然設置賛成の方でしょう。しかし、こういう卑劣な行為は絶対に許されることではありません。

さて、これまでもこの件について審議してきましたが、議会が設置に賛同し、結果多重債務者、生活困窮者、ギャンブル依存患者を生み、その上環境が悪化した場合議会として責任がとれるのか、このことを特に強く訴えたいと思います。

この陳情は、まちづくりの子供たちが健全に成長していくための環境づくりという視点と、先ほどの述べた理由で、ポートピア設置反対を表明いたします。

この陳情第2号については不採択に対する委員会各位のご賛同を心からお願いをいたしまして、私の討論を終わります。

委員(乗藤俊紀君) 私は、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

熊本県の長洲町へも視察にまいりましたが、その運営状況も見させていただきました。それから、市長さん以下役所の方々ともお話をるいたしましたし議論もいたしましたが、特に地域住民に問題があるというようなことはありませんでした。逆に、行政側へは幾らかのお金が入ってくるというようなことで、また地域にも何がしかのプラス面があると。それと同時に地元の雇用対策、そして経済の活性化につながっているというようなこともありまして、特に環境がこわれるというような状況は全くなかったという状況でありました。

長洲町だけは視察ですが、そのほかは、隣の笠岡市、それから福山市、それ以外県外も電話ではありますけれどもいろいろ調査をしたところ、特に問題はないというようなことでありました。

そういう意味で、交通安全あるいは環境整備、あるいは経済的効果、雇用の拡大等々がクリアされるといいますか、そういったことの環境整備を十分整えるというような条件つきという立場で、このポートピア設置に賛成であります。

以上であります。

〈なし〉

委員長(河合建志君) 採決は挙手により行います。

初めに、陳情第2号について採決いたします。

ここで、事前に宣告いたします。

挙手されない委員は、不採択とみなします。

お諮りいたします。

陳情第2号モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関するお願いは、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって、本件は採択することに決しました。

陳情第2号モーターボート競走の場外舟券発売場の設置に関するお願いは、会議規則第136条の規定により執行機関に陳情書の写しを送付することにいたします。

〈異議なし〉

委員長(河合建志君) 次に、陳情第3号について採決いたします。

改めて宣告いたします。

挙手されない委員は、不採択とみなします。

お諮りいたします。

陳情第3号競艇の場外発売場設置反対を求める陳情書は、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

以上で陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈平成24年度全国学力・学習状況調査結果の概要について〉

〈平成24年度岡山県学力・学習状況調査結果の概要について〉

学校教育課長(山部英之君) それでは、平成24年度全国学力・学習状況調査結果の概要について、また平成24年度岡山県学力・学習状況調査結果の概要についてご報告申し上げます。

全国学力・学習状況調査結果の概要について申し上げます。

調査の目的、調査日等につきましては、本会議等でご説明申し上げたとおりです。参加状況でございますが、本市では小学校6校210人、中学校4校303人が参加しております。

学習状況調査結果につきましては、小学校では国語、算数、理科の問題において全国平均、県平均を下回っておりました。中学校では、国語B、理科では全国平均、県平均を下回っておりましたが、国語A、数学Bは全国平均を上回り、数学Aは県平均を上回っておりました。

問題別の正答率についてご説明申し上げます。

小学校、中学校の各教科において、漢字の読み書きとか分数の計算など基礎的な分野についての問題は正答率が高い傾向が見られましたが、問題解決の方法などを自分で考え説明できるように書く問題については正答率が低い傾向でありました。

児童・生徒質問紙から、本市の児童・生徒は地域の行事に参加し、挨拶や家の手伝いをよくしているという状況がわかりました。反面、自分の考えを文章に書いたりすることが苦手であり、家庭学習の時間が少ないという実態が明らかになりました。

続きまして、平成24年度岡山県学力・学習状況調査結果の概要についてご説明申し上げます。

本調査は、市内5中学校の1年生368人が参加しました。

本市の平均正答率は、県平均と比べ国語が0.3ポイント、理科が0.1ポイント下回っていますが、社会は県平均と同じ、数学は1.0ポイント上回り、4教科全体では県平均を上回っていました。

各教科の観点別学習状況でございますが、国語では書く能力、読む能力は県平均を上回っていました。社会、数学、理科については、思考、判断、表現については県平均を下回っておりましたが、知識、理解、観察実験、資料活用の面については県平均を上回っていました。

質問紙調査結果でございますが、全国調査とほぼ同じ状況でございます。ただ、中学1年生は難しいことでも失敗を恐れず挑戦をしている、物事を最後までやり遂げてうれしかった

たことがあると回答した生徒が多く、生徒のやる気の向上が見受けられました。

今後の対応でございますが、1つには学びに向かう姿勢づくり、授業改善、書くことの苦手意識の克服、学習到達度確認テストの積極的活用について共通理解を図り実践をします。

2つには、学校と家庭が連携を密にし、授業時間以外での補充学習の充実並びに家庭学習の量と質の充実に努めてまいります。

以上で報告とさせていただきます。

委員(大鳴二郎君) 今の2枚目の分で、4番目の学習意欲などに関する質問紙調査結果概要で、2番目の難しいことでも失敗を恐れず挑戦していると、これは中学1年生の回答だと言われたんですけど、ほかの3つは何年生が多いんですか。

学校教育課長(山部英之君) 済みません、もう一度お願いします。

委員(大鳴二郎君) 2枚目の、24年度岡山県学力・学習状況調査結果の概要についての4番目で、難しいことでも失敗を恐れず挑戦しているの回答が多いのは中学1年生と言われたんですが、ほかに3つあるのは何年生が多いんですか。

学校教育課長(山部英之君) 全て中学1年生でございます。

委員(坊野公治君) 全国と県両方に統一されたことと思うんですが、今後の対応で一番最後、学校と家庭が連携を密にしというこの一番最後、授業時間以外での補充学習の充実並びに家庭学習の量と質の充実に努める、結構成績のいいところ、福井とかに視察に行かせていただきましたし、秋田とかそういうふうな学力の高いところだと常にこれを言われるんですけども、今後市の教育委員会として具体的にどのような対応策かを考えられているのであれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

学校教育課長(山部英之君) 現在、校長会そして各学校の学力向上担当者を集めました学力向上対策研修会を開催をする予定にしております。10月にまた今後開催をする予定にしております。各学校の現在状況を分析しておりますので、その状況を把握しながら各学校に応じた対応をこちらが把握し、指導、助言に努めていきたいと考えております。

委員(坊野公治君) いろいろ聞きますと、本当にわからない子を放課後先生が時間をつくって残って教えてあげるということが、本当に地道なことですが学力向上にはつながると思いますし、やはり希望する子供たちには対応していただけることを希望して、私は終わります。

委員(大鳴二郎君) 初めの、1番目の分で、5の分の(2)で、最後のほうで家庭学習の時間が少ない、また中学校のほうも家庭学習の時間が少ないとありますが、これ何かふやす方法を考えておりますか。

学校教育課長(山部英之君) 各学校におきまして、授業時間の1時間の授業の進め方の学習の手引きと申します、そういったものを作成すると同時に、各家庭においての家庭学習の

手引き等を作成し、保護者のほうに学級懇談等を通じて家庭学習の充実について依頼を進めていく予定でございます。

委員(大鳴二郎君) 今、予定というんだから、これからやるということですね。

学校教育課長(山部英之君) 既に取り組んでいる学校もございます。

委員(大鳴二郎君) わかりました。

委員(三輪順治君) 4番に平均正答率ということがあります。これは、各教科ごとに全国と岡山県のパーセンテージが小学校、中学校ごとに出ておりますが、既に本会議でもご所信をお述べになりましたように、学校ごとのこれは出さないと、そういうことでございますが、これはこれで井原市の教育委員会の方針としてはいいんでしょうけども、具体的な数字の管理といいますか、数値パーセントの管理は、例えばお聞きするんですけども各小学校長で参加された6校、中学校4校、校長は自分の学校の生徒の具体的な正答率はお知りなんでしょうか、まず1点。

学校教育課長(山部英之君) この調査結果につきましては、市教育委員会並びに参加校全てに校長宛に送付しており、校長並びに全職員が共通理解をしております。

委員(三輪順治君) 一見したところ、算数の正答率が中学校に至っては5割を切るという、全国平均も5割切ってますけど、問題の難易度等含めてあるんでしょうけども、点数が全てではないにしても、ここらあたり学校ごとの差も恐らく出てると思います。個別具体的な今後の対応は、恐らく学校ごとに改善計画等、指導方針等をお考えになるんですが、それぞれ学校ごとにまとめたものが今後の具体的な方策として教育委員会のほうに具体的な形で上がってくるんでしょうか。確認のためにお尋ねいたします。

学校教育課長(山部英之君) それぞれの学校より改善策を報告をしていただく計画でございます。

委員(三輪順治君) 教育委員会、教育委員が5名いらっしゃいますけども、その議題にも当然付されると思うんですが、間違いございませんでしょうか。

学校教育課長(山部英之君) 間違いございません、ご指摘のとおりでございます。

委員(三輪順治君) 点数は、それぞれ厳重管理していただく方針であれば、それでやっていただきたいと思います。ただ、個別方針は各学校ごとにおまとめになったとしても、井原市の教育委員会としてのお考えが基礎的であろうと思います。したがって、具体的な実践に入る前によくよくご検討されまして、その対策を講じられますようお願いをしておきます。

それから、違う観点でご質問させていただきます。

岡山県の県議会の、これは報道で知ったんですけども、学力テストに絡んで相当厳しい質問が本会議で行われたようでございます。それに対して教育長のほうからご答弁がありました

た内容も、皆様お読みになったとおりでございます。

県も、本気でこういった状況を打破するために現在の状況を何年かプラン、4年でしたか、学力向上プラン、名前はどうかあれ10位以内を目指すと、こういうふうに具体的に目標値を定めました。そうすると、人、物、金、県教委との連携というのは切っても切り離せないものです。そういう形で今後、ここには書いておりませんが県教委とのかかわり、それから文科省の関係、ちょっとそこらあたりをご案内とか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

学校教育課長(山部英之君) 指導方針につきましては、今後とも県と密接な連携を図り進めていきたいと考えております。実際に、新聞報道でもご存じのように、県の教育委員会のほうが高梁市の学校を訪問しました。これは、報道されておりましたとおりでございますが、今後全市を訪問し、実際に学校現場で教育委員会、担当者そして現場の先生方との懇談をしながら現状把握と今後の対策を努めるように県の教育委員会も考えております。それと同様に、本市教育委員会も同様の歩調で学力向上の取り組みを進めていきたいと考えております。

また、人員配置等につきましては、今後県のほうにより充実した人員配置となるよう要望していきたいと考えております。

委員(三輪順治君) 先ほど言いましたように、教育の問題は学力だけではないと思います。本会議でもいろいろいじめの問題、不登校の問題、質疑ありご答弁がありました。密接に絡んでいるような気がします。それは家庭と学校も含めて、いろんな複合的な、私も質問しました、メディアの関係も含めて絡んでおると思います。非常に難しい対応ではありますが、一つはどうしてもお金がかかること、それから人が必要な場合、それから知恵や工夫をしていかなきゃいけない場合、いろいろありますが、大変困難な課題ではありますけども、ひとつそういう勉強を密にする中で具体的に井原市としても方向性といいますか、県が例えば10位以内を目指すとこういうことであれば、私も何回も言いますが、学力だけではないんですが、一つの目安として例えば学力面もこういう形にして結果的に県の成績を押し上げると、こういうふうになるような総合的な対策をおとりになることを特にお願いをしておきます。

以上です。

委員(森本典夫君) 先ほどの話の中で、各学校へはそれぞれ内容をお知らせをして学校全体のものにしていくという話がありました。

市内の中学校での全体の状況というのは、それぞれの中学校でわかるようなシステムになっているのでしょうか、どうでしょうか。

学校教育課長(山部英之君) わかるようなシステムをとっております。

委員(森本典夫君) 県では、県下の中学校ではどうでしょうか。

学校教育課長(山部英之君) 県全体の平均等につきましては、全県の学校のほうで把握できるようになっております。

委員(森本典夫君) 私が聞きたいのは、例えば井原市内の中学校でそれぞれ、今の話ですと全体がわかるようになってるといことになりますと、そうなりますとうちの学校はほかの市内の中学校に比べて悪いんだと、何番目だとかというようなことがわかるようになるのか、それとあわせて県下でもそういう形がわかるようなシステムになっているのか、その点どうでしょうか。

学校教育課長(山部英之君) 本市の中学校におきましては、全国学力状況調査を例にとりますと、全国平均そして県の平均、市の平均と、その学校の点数がわかるようになっております。

以上でございます。

委員(森本典夫君) 答えになってないでしょう。

学校教育課長(山部英之君) 市内の各中学校同士では、他校の学校名は直接には出しておりませんが、わかるようにしておりますが、他市の状況については数値は明らかにされておられません。本市の状況のみでございます。

委員(森本典夫君) 先ほどの話とちょっと違うんじゃないかというふうに僕は思うんですが、例えば市内ではそれぞれの学校へ教育委員会がつかんでいる内容をお知らせをするということであって、学校名はわからないにしても全体では自分のところがどのぐらいだというような、自分とかがわかるわけですから、それと比較すればうちはここだというふうなことがわかってくるわけですが、そういうことが今の話ではできるということでありまして、県については先ほどのお答えでは全体的なことがわかるというふうな話をされたというふうに思うんですが、今の話ではそうになってないということだというふうに今理解したんですが、その点県についてはどうでしょうか、改めて。

学校教育課長(山部英之君) 県の平均値です。県の平均値につきましては、井原市内の各小・中学校のほうで把握できることとなっております。

委員(森本典夫君) となれば、県のそれぞれの学校の状況はわからないということではないでしょうか。

学校教育課長(山部英之君) 個々の学校の状況については、把握はできません。

委員(森本典夫君) もう一回確認ですが、井原市の場合は市内の中学校全てが、言ってみればそれぞれの学校がどうだったというのは名前を出さないにしてもわかるようなシステムになっているということよろしいでしょうか。

学校教育課長(山部英之君) ご指摘のとおりでございます。

委員(森本典夫君) 県下のことはわからない、全国的なことは全部平均値で出てくるんですが、井原市の場合は一定程度市内の中学校の状況がわかるという状況でありますけれども、この全国学力テストそのものは私は反対の立場で今までもきておりますけれども、先ほどありましたように井原の市内の中学校では自分のところがどの位置にあるんかということがわかるようなことがまずいんではないか。それから、県でもそうですし、全国でもそうですし、そういうことがわかることによって競争社会をより過激にしていくという指摘が、この全国学力テストにはあるという弊害を指摘をされているところでありまして、そういう意味では井原市ではそういう懸念は全くないというふうに考えられますか。

学校教育課長(山部英之君) 懸念はございません。

委員(森本典夫君) 市内の中学校の状況がそれぞれわかるわけで、市内ではうちの学校が一番最低であると、そういう意味では頑張らにやいけんということになって、頑張ることはいいことですが、そういうことであそこの学校は市内では一番最低だというようなこと的位置づけをされること自体が問題だというふうに指摘をされているわけで、その点では全く改善の余地はなく今の状況のままいかれるということになるんでしょうか。

学校教育課長(山部英之君) ご指摘のとおりでございます。

委員(森本典夫君) わかりました。なかなかその点は難しい問題だと思いますけれども、このことを指摘をしておきたいと思います。

それから、今後こういう学力テスト、全国学力テスト、それぞれのところでやられると思いますが、今後の考え方として、教育長、この学力テスト、井原市としてはどういうふうにやっていかれるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

教育長(片山正樹君) 来年度もう予定が立っております、来年は全学校ですということの予定のようです。それにつきましては、一斉に参加するという方向で臨みたいと思っておりますが、成績等の公表につきましては今までどおり議会で答えましたように、序列化につながらないような方向で、しかもこのテストの、学力が少しでも上がるような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

委員(森本典夫君) お考えはわかりました。先ほど指摘いたしましたように、この全国学力テストで懸念されることがあるということでもありますので、そういう意味では慎重に。やるということですから、やりなさんなというふうに僕は言いたいんですけども、やるとすればそういう懸念が現実問題にならないように対応していただきたいということを思いますが、その点どうでしょうか。

教育長(片山正樹君) 森本委員さん言われる点について、十分考慮しながらやっていきたいと、このように考えております。

委員(森本典夫君) 終わります。

〈なし〉

〈第2次井原市生涯学習基本計画見直しの進行状況について〉

生涯学習課長(田辺晶則君) 第2次井原市生涯学習基本計画見直しの進行状況について説明させていただきます。

第2次井原市生涯学習基本構想・基本計画は、平成21年度に策定されております。現在、本年度に実施されております第6次総合計画後期基本計画の策定にあわせて、平成25年度以降の諸施策の推進方針を見直しているところでございます。

見直し作業を進めるに当たっては、井原市生涯学習推進企画委員会及び井原市生涯学習基本構想・基本計画策定委員会を、本日までにそれぞれ3回開催いたしました。策定委員会には、生涯学習基本計画見直しについての諮問をさせていただいております。本年8月に生涯学習基本計画の見直しに係るたたき台を作成いたしまして、第3回企画委員会及び第3回策定委員会において説明させていただきました。来月3日の第4回企画委員会において、目標値の設定を含めて基本計画案の確認をしていただく予定にしております。11月には、井原市生涯学習推進本部、企画委員会、策定委員会のそれぞれで基本計画案の最終確認をしていただき、策定委員会からの答申をいただければと考えております。12月には、答申内容につきまして市議会全員協議会で報告をさせていただきます。来年の3月には、第2次井原市生涯学習基本構想・基本計画後期計画を完成させまして、300部を印刷する予定でありますが、配布したいと考えております。

以上で第2次井原市生涯学習基本計画見直しの進行状況についての説明とさせていただきます。

委員(森本典夫君) そのことについて、資料が何で出ないんですか。今説明されたことを、ちょっと印刷してもらやあ資料として僕らの手元に届くし、ほかの議員にも届くんですが。

生涯学習課長(田辺晶則君) 生涯学習推進企画委員会、それから井原市生涯学習基本計画策定委員会をそれぞれ3回開催させていただいております、その中でまだたたき台を提示したばかりでございます。本日示せる段階でございませぬので、また基本計画案をご確認いただきまして、12月の市議会全員協議会のほうで報告させていただきたいと考えております。

委員(森本典夫君) だから、そういうこれから決めようということをお願いというんでなくて、今課長が報告された内容を資料として出していただいて、それでそれぞれ議員間

討議も含めてやっていけるような条件づくりをなぜしていただけなかったかなという話をしようりますんで、今課長が報告されたようなことを資料として出していただければいいという話をしようるんで、細かいまだ決まってないことも含めて言いなさいということではないんで、そのあたりはなぜでしょうかというお尋ねをしたんで、どうでしょうか。

生涯学習課長(田辺晶則君) わかりました。今後報告させていただくときには資料等準備させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員(森本典夫君) 今回、今報告された内容を印刷して各委員に渡していただくということにはなりませんか。

生涯学習課長(田辺晶則君) わかりました。本日の報告させていただいた内容について、要点をまとめまして報告させていただきます。

委員(森本典夫君) よろしく願いします。

委員(三輪順治君) ただいま生涯学習計画基本構想のお考えをお聞きしました。そのスケジュールで進めていただいているんですけども、私は前から言ってるんですが、ものを決めればスケジュールがあり、そして予算があり、いわゆる実施見込みがあるわけです。先ほど目標値を設定されるんが原案を10月上旬に出されるとのことなんですが、目標値を出される裏腹、つまりそれを具体的に財政的に担保する方策を含めてご検討なさった上で目標値をお決めになってるんでしょうか。それとも、何か別のルールでお決めになってるんでしょうか。一点ちょっとお聞かせください。

生涯学習課長(田辺晶則君) この目標値につきましては、第6次井原市総合計画の後期計画の策定と整合性を図ることといたしておりますので、その総合計画でそれぞれ目標値が設定されてきております。それとあわせた数字をそれぞれ担当課のほうで報告していただくようにしております。

以上です。

委員(三輪順治君) また後ほど議論をテーマ変えたときにしますが、目標値なり到達度というものを設定する責任をやはり担保する意味では、その裏に、私も前から言ってるように中期財政計画とあって財政見通しのもとでいろんな諸事業を概算レベルでいいんですけども、計算はして、総額幾らかかる、5年後の井原市の財政の姿がこれぐらいだから、まあこれは実現できるだろうというような見通しのもとに目標値を設定してもらわんと、これは長期総合計画にかかわりますからやめますけども、そのとき言いますけども、全てはその数字が実現をする努力とあわせて裏打ちされた財源も必要なんですよね。ですから、計画群をおつくりになるのもいいんですが、地方自治法の改正もありまして議決事件としていつそういう計画群が上がってくるかもしれない、つまり議決事件として、事案として計画群を、例えば具体的に指名して、基本条例に基づいて指名して議決案件にした場合に、ちょっと何条か

忘れかもしれませんが、いろんなことを議会から要求されますのに耐えるだけのものをご準備して、そういう目標値を設定する作業に取りかかっていたいただきたいと思いますことを私つけ加えまして、この質問はまたそのテーマのときに言います。

〈なし〉

〈6次総合後期基本計画策定経過について〉

委員長(河合建志君) 次に、6次総合後期基本計画策定経過についてを議題といたします。

委員(三輪順治君) ご指名ですから、委員会のテーマでございます今回の6次総の後期基本計画の策定経過についてということについて、簡単にご説明させていただきます。

現在、井原市ではさきの総務文教委員会で担当課長のほうからその実施状況についてご報告がありました。今のままでいきますと、ことしの暮れ、11月ごろですか、12月議会において素案が報告できると、こういうふうになっておりますが、先ほどと論がかぶるんですが、計画ができ上がった段階で議会にお示ししていただいても、議会側から民意を反映したものを加えていって修正した場合にそれが十分修正できる余裕がないと、つまり要求したことが新たな要求かメジャーチェンジになるんかわかりませんが、お金がかかることは予算と連動するのはもう皆さんご承知のとおりなんです。井原市の財政の中でいつごろ査定があって最終的にどう決まるのかわかりませんが、私はそれが間に合うように議会に対しての提案もしてもらわんと、議会は単なる追認機関になっちゃいけないという意味も込めまして考えておるところではあるんです。

したがって、今回この策定経過を言いましたのは、もう既に5月に第3回目のまちづくり部会を開いて云々、それから7月から8月にかけて4回目を開くとかというのは、これは前回報告していただいているんでわかっておりますが、そういう中で素朴な市民の50人委員会の意見というものをお聞きする中で、議会としてそういう意見がなぜ出てくるのか、あるいはその進捗が、例えば前期計画で達成できてないもの、あるいはそのほか成果資料が十分ではないもの、これらについてその理由等を明らかにすることによって今後後期計画の議会における議論の一助になる、自主的な審査が非常にプラスになるということでここに上げさせていただいております。お手元のほうに書いております内容をざっくり言えばそういう話になりますので、ひとつきょうお出しいただいた資料を基本にまずご説明していただいて、それから質疑に入らせていただいたらどうかと思うんですが、よろしく願いいたします。

企画課長(大舌 勲君) 三輪委員さんに、きょう提出しました資料、各部会での主な意見

等についての説明から始めるということによろしいのでしょうか。

委員(三輪順治君) 調査の目的はお手元にありますかね、3点ポツがありますね、全部はちょっと時間的に難しいでしょうから、重立ったものを上げて、それをご説明いただきたいと思えます。

企画課長(大舌 勲君) まず、出ております4部会ごとの事業の実施状況、進捗状況等でございますけども、このたびの前期計画では主な事業としまして308の事業を計画書の中に掲載しております、24年度末の各担当課が春先の調整でございますが、完成見込みが250事業、それから継続的に実施しております事業もありますことから実施中という回答がありますのが51事業、それから検討中が3事業で未着手が4事業となっております。

この中で、未着手や検討中がどういうものがあるかということでございますが、教育分野でいいますと学校教育や生涯学習情報システム計画事業、それから認定こども園の導入事業というのが未着手でありますけども、これににつきましては前者は学校の耐震化事業を優先的に進めて後期計画のほうでの検討を進めるということ、それから後者の認定こども園につきましては国の制度が確定していないためにまだ未着手ということでございます。それから、市立高等学校の設備整備事業につきましては、現在も検討中でございます。また、安全・安心の分野でいいますと、消防の広域化について上げておりましたが、これにつきましては県の方針が定まらないということもあり、検討中のままでございます。それから、交通安全施設の中では、ハード事業の中で、市道追崎線の芳水橋の自歩道と梶江築瀬線の自歩道につきましては、事業費が多額でございます。これは補助採択を求めての事業でございましたが、まだこれが決まっていないということがありまして、未着手でございます。

それから、健全で効率的な財政運営の分野につきましては、財務会計システムの更新、これにつきましては現在ホストコンピューターの更新を行っております。ホストの基幹系のサーバーの更新時にあわせて行うことで、経費面の節減を図るということで未着手、それから電子入札制度につきましては、費用対効果の面から現在も検討中というのが事業の中での現状でございます。

それから、指標でございますが、指標につきましては6次総合計画のこのたび初めて指標を設置いたしまして、成果目標を設けたもので達成等をしていこうということで設けた指標でございます。全体で150の成果指標を設けておりました。

この中で、春先の調査でございますけども、24年度末の未達成見込みと申しますか、達成できないという見込みが58項目ございました。それぞれ言いますと、たくさん資料でお示ししておりますので、主な概要を言いますと、イベントとか施設等への入場者でありますとか参加者、それから受診率とかといったものが、この未達成がたくさんあります。これらにつきましては、受診率等につきましても100%の目標達成を上げているところもありまし

て、そういった目標に向けて進んでおりますものの、近づいておりますものの目標値まで届いていないというものが多く見られるということがあります。それから、中には防火水槽消防施設でありましたりとか普通救急救命士の受講者でありますとか、市民の参加型のものがありまして、そういった申請でありますとか参加数そのものが足りないというようなことでの未達成のものも見られます。全体として、現在計画を精査している中で未達成のものもございすけども、ほとんどがその目標に向かって伸びているということがございます。

また、このたびの後期に当たりまして、全事業につきまして担当課が自己分析を行ってまいりました。これにつきましては、まちづくり委員の方々にそれぞれ事業の状況、それから自己分析、概要を説明させていただきました。そういった中で、今現在後期に向けての指標を検討してもらっているところでもありますけども、先ほど言いましたように指標につきましては行政努力だけではいけない指標もございまして、市民の皆様の協力が必要というものもございすので、後期計画では市民としてできることというような項目を入れてはどうかというような提案もいただいているところであります。

現在、指標につきましてはそのようなことで、今後のまちづくり委員会において協議をしていただくということになっております。また、各部会での主な意見につきましては、お手元に配らせていただきました。これも主なものだけでございすけども、各委員会ではそれぞれさらに詳細なご意見もあります、主なものを抜かせていただいております。全ての発言事項でございすけども、発言事項につきましては事業担当課に返しまして検討しております。その後、計画書への表記等変更を行うものでありますとか、後期の事業の実施段階において留意すべきものであります、そういったものに分けて現在取りまとめをしているところもございす。これらにつきましても、今後の委員会において発表、報告し、それから協議いただくということにしております。

以上です。

委員(三輪順治君) ありがとうございます。主に項目を上げられた308事業のうちの検討中あるいは未実施の理由も今明らかにしていただきました。一つには、例えば消防の広域化等については県の方針が定まらないと、こういうふうな理由を申されました。これは、議会がありますから、きょうは言いませんが、そういう県の方針が定まらないという意味、そういう意味だけでは理解が何もできないんです。どういうことが隘路になって、本当にその広域の消防化というのがどういうために役に立って、やりたいけどできないのか、もうやらないのか、そういうことも、これは組合議会のほうでやっていただきゃええんですが、例えばそういうことですね。交通安全面も、事業量のこと言いましたが、私も先ほど言ったように上げた以上は基本的には着手する、もしくは方向性なり検討すべきであるんですが、お金がかかり過ぎるからどうのこうの言うのは、計画自体に乗すこと自体がもうその段階で私

はおかしいと思っただけです。

ですから、総合計画は市民とのこれは一つの約束であり、そして井原市の行政運営のまさに教科書となるものです。ですから、財政のほうで、あるいは市長のほうの思いもありましようけども、査定の場合はこれにのつとるかのとらんかというのが優先順位で言えば非常に高くなるわけですよ、一般論的には。したがって、そういうことになると、今理由を言われましたけども、その理由が本当に担当課あるいは関係部署の方々のおっしゃってる内容がまさにそのとおりであるのならば、ほんならそれをもう項目から外すのか、いや再度上げてどうするのかというのは、またこれはやはり人、物、金の関係を含めて議論をする中で後期を決めていただくにゃいけないと思いますが、今改めて具体的な件数も上がりましたので、きょうのところは今お聞きしたばかりですから、何も具体的な各論に入れませんが、教育IT化についても後期へ入れるとおっしゃっただけであって、じゃあ何がどがんなるかというのは、これから素案が出てくるとは思いますけども、市立高等学校でも今日まで井原市のほうで大変苦心されて検討されてるのは、この間の委員会でもお聞きしました。できる限り情報を公開して、市民の知恵をかりながらいい計画になるようお願いしたいというのが、私はこの項目を上げたもう一つの大きな理由です。

ですから、今回各部会ごとの意見も大変はっとするような意見も、2ページでありますけども4部会がありまして、はっとするようなのがあります。本当にこういう市民の、いわゆる専門家ではない民意といいますか、そういうものを行政として継続性あるいは安定性、財政の面、いろんな面から総合的に勘案して、取り上げられるものはぜひ後期計画に取り上げていただいて、今これは全体計画ではございますが、後期計画というものではないんですけども、後期計画書については財政見通しとあわせてぜひ取り上げていただけることが私は50人委員会の発足の狙いであると思いますが、何点か言いましたけど、担当課長さん、私の気持ちはわかっていただけたらと思いますが、そういう方向で進めていただく分につきましては、どういうお考えでしょうか。

企画課長(大舌 勲君) 三輪委員さんにおっしゃいましたとおり、現在50人委員会の委員さんでいろんなご意見をいただいております。そういった意見の一部でございますけども、きょうお渡しした一部でございますが、しっかりこういった意見を入れられるものは積極的にこの計画書の中に記載していきたいと考えております。さらに、個々の事業につきましては総合計画に全てのるわけではございませんが、そういった委員さんのご発言のあったものにつきまして方向性を出すものでありますので、今後5年間の中でそういったものにつきまして方向性が見れるような計画書にしていきたいと考えております。

委員(三輪順治君) 担当課長さん、すばらしいご答弁でございます。ぜひ、その言葉の裏打ちを具体的な形で議会のほうにお示しをいただきたいと思いますが同時に、財政部門にお

かれましては、その新たな項目であるとか、そういったものにつきまして中期計画の中での具体的な裏打ちを含めて、技術的に難しい面はあると思います。消費税のアップもあります。だから、恐らく再来年の4月からアップしますから、地方財政に幾らか寄与できると思います。そういった面も含めて見込めるものを見込んで、具体的な形で詰めながら、絵に描いた餅にならんような後期計画にしていただければというふうに私は思っております。

きょう、あえて各部会での主な意見をお出しいただいたのは、実はこれは初めて私も見ますし、委員さんも見られたことがあるかどうかわかりませんが、それぞれの所管委員会で市民の声を聞く内容とは別に、そういう気持ちで委員会に臨まれたら本気の意見が出てくる内容になっております。ですから、こういうことを私たち議会も頂戴する中で後期計画の素案が出た段階でチェックもできるし、あるいはこの具体性について市民の疑問にもお答えできる、そういうふうなことで、きょうはあえて資料をご無理を言いました。意味をわかってください。何も、嫌がらせしとるわけではありません。計画というものは井原市の将来の姿をつくるわけですから、それはそこに住む人たちが主役の市政をすることが基本なんです。そこに市長のマニフェストが入って、いろんなそりゃ修正もありましょう。しかし、そこに住む市民の意見が基本になり、我々も民意を反映して議会で議論をします。そのときには、これかなりの部分がオーバーラップします。これを取り上げるか取り上げないかということ、私は技術的にはわかりませんが、財政面や制度面や規制面やいろんな面は行政の方プロですから、そういったところを総合的に勘案して、ひとつ12月の段階、もっと前でもいいんですけども、修正がきく段階で素案としてお投げいただきたい。このように私は思っております。したがって、私の質問した目的は達成しましたので、私はこの件に関して質疑は終わります。委員長さん、どうぞ他の方に聞いてください。

〈なし〉

委員(三輪順治君) この調査の中で、私は各委員さんに対して委員間討議もお願いをしておりますが、これは取り扱いを委員長さん今省略なさいましたけども、何かお考えであって省略されたんでしょうか。そのお考えが私わかれば私はもう言いませんが、ひとつ今、次の議題に入りましたけど、私はこの資料の中では委員会討議をお願いしたいと書いとるはずでございます。お考えをお聞かせ願いたいと思います。

委員長(河合建志君) 先ほど他の委員さんのご意見を求めましたが、皆様ございませんでした。この件に関してですよ。

そういう理由です。三輪委員さんが懇切丁寧、詳細に趣旨を申されましたので、他の委員さんは十分納得された。それから、執行部のほうからも企画課長のご答弁がございませ

て、私は皆さんに問題点があればと質疑を投げかけたわけですが、以上のような理由で次に進行させていただきました。

委員(三輪順治君) それは、質疑という点ではなかったです。それは、私も今聞きました。私が投げかけとるのは、そういういろんな具体的な計画の位置づけなり、あるいは目標値なりを設定するに際して議会の、例えばこれは総務文教なら総務文教の範囲内でもいいんですけども、思いを、私は勝手に先ほど私の思いを言っただけであって、皆様方がどういう思いされとるんかというのを私は知りたいので委員間討議をお願いしたい。つまり、例えば財政指標を求めるんなら、財源ぐらいを出してくださいと言うて私は言うたんです。それらに対して委員さんの討議をしていただきたいというのが私の趣旨なんです。ですから、委員長がそれをなくして飛ばされたというのは、ちょっと今全く私意味がわからなかったんで、質疑が終わったことはもうわかります。それは今お答えになってないんです。私が聞いたのは、それを踏まえて委員間討議をしてほしいとこう言ってるわけですから、よろしく。もし何でしたら入りをお願いして、それぞれの委員さんの討議に入っていただきたいと思ってるんですが。

委員長(河合建志君) 三輪委員さんのおっしゃることは、よくわかりました。正論であろうと思います。

訂正しまして、他の委員の皆さん、ご意見をおっしゃってください。

〈なし〉

委員長(河合建志君) 三輪委員さん、他の委員さんのご意見がないようでございますので、先に進めさせていただきたいと思いますが。

委員(三輪順治君) 事務局の方に、ちょっと基本条例の何条だったかな、ちょっと今お持ちですかね、もしお持ちでしたら朗読してほしいんですけど。

言い直します、井原市議会基本条例の第10条に、議会審議における論点情報の形成というタイトルで、議会は市長が重要な施策等を議会に提案するに当たり、論点を明確にし、その政策水準を高めるため、市長に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとするということで、1点目から7点目まで上げておりますのはご承知のとおりだと思います。

実は、この9月議会を拝見しても、例えば11条にも絡みますが、予算審議に当たっての資料は従前と変わってないんですね。こういうことこそ、つまり予算を調製し、そして提案されるのであれば、なぜ必要なのか、あるいはその現状がどうなのか、総合計画との関連はどうなのか、他の自治体との関係どうなのかというのを、この議会基本条例はその説明をわ

かりやすい施策別または事業別の説明を求めるものとするということでもありますから、そういうことが私はこの9月議会を拝見しようりましてなかったと思う。総務文教に限っての話であれば、先ほど議案が1つ出ましたね、幼稚園の預かり保育。これも大鳴委員おっしゃった、ほかのところでは何ぼあるんならという質問も、これはもう条例をコピーすりゃあ実は出とんどですけども、こういうことも資料としては私は審議を深めるために必要じゃと思うんです。そういう取り扱いをめぐって、私はもとの基本条例の策定理念、そして具体的な運用に絡んでお話をさせてあげるんであって、別にこれがなかったら何も言いませんが、あれば条例の具体を求めるべきだろうということも含めて委員間討議をお願いしたいと思います。ちょっと追加しましたけども。

委員長(河合建志君) 三輪委員さんより、しっかりと委員間討議をするようにというご提言でございます。現在、私が皆さんにご意見を求めているわけでありましてですけども、意見が出なければ、これは……。

委員(三輪順治君) これ、事前に配つとんどですよ、これは皆さんに。なけりゃ、ないでいいです。

委員長(河合建志君) 三輪委員さん、他意はございません。ですから、三輪委員さんが申されました、具申されたことは、きょう副市長さんも出席されてますし、委員間討議ですけども、そういう三輪委員さんの話を受けとめて市政に反映してくださるものと思います。委員間討議は委員間討議ですけども、執行部の方もですよ。そういう意味で申しております。

委員(三輪順治君) 例えば委員間討議をお願いした以上は、委員長として討議の進め方について試案をおつくりになつとると思うんですよ、切り口とかね。どういう進め方、私はそういう流れに従ってやっていただきたいと思うんです。一般的にざあつとざつくり、全体を捉まえて相対的にどうでしょうかと言われてたら、各委員さん言いようがないと思いますよ。例えばさっき言ったように、もう例を出したんですが、指標を決めてやる裏に財源的な措置が必要だと思うがどうかという、例えばそういうことを私は言うたわけですよ。だから、1つずつ切って、例えば部会で意見が出た、これをどう反映するかとか言ってもらわないと、意見は私は難しいと思います。そこをお願いしとったんですが、失礼ですがもうご準備されてないのであれば、本日はやめます。

委員長(河合建志君) 申しわけないですけども、その切り口を細かくはしておりません。配付された資料は熟読させてもらいまして、第6次総合計画ですか、これについては再度よく目を通させてもらいました。そこまでぐらいですね。

委員(三輪順治君) 委員間討議も基本条例の骨といいますか、私が言うまでもないんですが、これから自主的な議論をする場というのが、本会議はああいう形で事前通告しますから項目わかりますね。しかし、委員会っていうのはこれから実は実質的に議論の場でございま

す。ですから、その場で委員間討議を具体的にしていくことで議員間同士が切磋琢磨されるいい機会だと私は思っています。ですからお願いをしたんですが、今回はご準備なさってないということであれば、私はもうこれ以上は今申しませんので、今後の運営においてよろしくご配慮をお願いしたいと思います。

委員長(河合建志君) 今三輪委員さんが申されました、委員間討議で他の委員さんからの発言がなければ、これは前へ進まないわけで、よくおっしゃる趣旨はわかりましたので、今後は極力三輪委員さんの意に沿うような形で、そういうような形で持っていきたいと思えます。

委員(三輪順治君) 済みません、私の名前ばかり出されるんですが、いいですか、この調査項目は確かに私が発案者ではありますが、委員会として正式に所管事務調査にしたとき、その瞬間から委員会が責任を持って調査をするわけですから、そういう意味は少し余分じゃありますが、あえて言うておきます。それは、正副委員長の間の議論ありましたかとか、細かいことは聞きませんが、委員会を進めていただくという意味は私は実質的にはそういう意味だと思ってますんで、よろしくご配慮をお願いしたいと思います。

委員長(河合建志君) 本件については終わります。

〈会議公開の姿勢及び審議会等委員選任基準について〉

委員長(河合建志君) 次に、会議公開の姿勢及び審議会等委員選任基準についてを議題といたします。

提案者の三輪委員のほうから発言をお願いします。

委員(三輪順治君) これも、執行部から何も私宛に問い合わせが実のところありませんでした。それから、この総務委員会でも各他の委員からも具体的な質問は何もありませんでしたので、調査の目的はそこに書いてあるとおりでございますので、読んでいただければわかりますので、よろしく申し上げます。調査項目もそこに書いてあるとおりでございますので、省略いたします。

総務部次長(佐藤文則君) 執行部への質疑事項で4点上げていただいておりますが、それを順次お答えすればよろしいでしょうか。

委員(三輪順治君) はい、お願いします。

総務部次長(佐藤文則君) それでは、公開された協議会等の傍聴者に対する配付資料の回収の根拠ということでございますが、各種協議会においてはそれぞれ検討、協議事項の段階があろうかと思えます。非常にまだ数字が未確定な状態、あるいは内容が未確定な状態、そういう状態で資料を作成しているもの、あるいはほとんど固まった状態で資料を作成して

あるもの、いろんな段階のものがあるかというふうに思います。ただ、その中で数字が変わる、あるいは項目が追加されるであるとか削除されると、そういった資料をお持ち帰りいただくと、実際にはその審議結果とそごが生じる危険性がありますので一律に回収させていただきます。当然、最終結果につきましてはいろんな形、広報あるいはホームページ、そういったもので公表していきますし、ほぼ固まった段階では重要なものにつきましてはパブリックコメントであるとか、全協でのご報告とか、そういったことを報告いたしておりますので、協議会等の審議過程のもの、この資料については回収させていただきたいというふうに思っております。

企画課長(大舌 勲君) 続きまして、国勢調査のデータをどこで仕入れるのかということでございますが、国勢調査等国の調査がメインでございまして、そのデータそのものは企画課に一部来ておりますが、製本については来ておりますが、公開用といいますか、市の保存用にしか届いておりません。これらにつきましては、あるものにつきましては工業統計調査、それから農林業センサスにつきましても、最新のものは市のホームページに、一部でございしますが掲載しております。

国勢調査につきましても、集計結果が発表されてございまして、その一部でございしますが市のホームページに掲載したところでございます。

具体的な調査の内容はたくさんございますが、これにつきましては国の総務省の中のホームページの中に全部掲載してございまして、井原市の統計のページからもリンクを張っておりますので、そちらでご確認いただきたいと思います。

以前からありましたように、市の情報コーナー等への刊行物の設置等につきましては、それだけの部数がないので、設置等はいたしてございません。

総務部次長(佐藤文則君) 公募委員の選考結果についてということの質問項目でございしますが、公募をかける審議会につきましては広報等で周知を行っております。実際に公募を行いまして、その求めている人数を超えて応募されたという経緯が今の協議会等の中ではございません。もし超えた場合には、選考委員会を開いて選考するというにいたしてございます。

公募の際には、それぞれ短い、この協議会でどういうことをしたいとか、どういうお考えをお持ちかということを書いていただくようにしております。そういった中で選考を行うということでございますが、実際には定数を超えたことがないというのが実情でございます。

以上です。

委員(三輪順治君) まず、1点目ですが、先ほどのご説明では審議過程のもの、未確定について、その段階で公表してひとり歩きすると結果に影響が与えられるようなもので、中間

的なものだったらいけないのでと、こうご説明がりましたが、実は私は去る8月16日の介護保険運営審議会、それから同じ月の23日の国保運営協議会に傍聴人として出席をさせていただきました。一見したところ、私はその資料の数字は全て、例えば介護保険なら確定の実績、国保運営協議会も23年度の国保運営事業の数字であると私は拝見しましたので、これがひとり歩きしてどうのこうのという議論、私はまず当たってないというのが一点あります。確かに未確定のものとか審議過程、政策形成過程はそれは配慮されたいと思います。ですが、決まったものを傍聴にわざわざおいでいただいた方に、これは傍聴用ですと、資料は回収させていただきますというのが資料のこの、きょう持ってきておりますが、この表へ書いてあるんですよ。ここへ書いてあるんです、ここへ。傍聴用、本資料は回収させていただきますと。それはご存じですか。それは、今おっしゃった内容がそういう内容だから回収するんですか。2つあわせて聞きます。

総務部次長(佐藤文則君) 先ほど申しましたように、審議過程でいろいろあろうかと思えます。そのときに、その都度判断を行うというのではなくて一律に回収ということにさせていただきますと思っております。その理由といたしましては、その中のどの程度が、例えば未確定だったら回収するとか、そういったことを担当部局のほうで判断するというところに非常に困難性があろうということで、協議会で傍聴者に配布いたしました資料については全部回収という方針を8月2日以後決めております。

以上です。

委員(三輪順治君) 情報公開条例24条とのかかわり、もうちょっと整理してください。24条をもう読みませんが、開示請求を待つまでもなく積極的な情報公開に努めると、こういう趣旨ですから。それが協働のまちづくりとか、そういうところにつながっていくわけでしょう。今おっしゃったのは、何もかにも審議会の資料を回収するというのは乱暴ですよ。決まったものは出してくださいよ。それが市の姿勢なら、もう一度総務部次長、総務部長でもええ、答えてください。

総務部長(長野 隆君) 総務部次長が答弁いたしましたとおり、一律の基準、それぞれの都度判断で、それぞれの進退を個別に判断というのは困難であると考えておりまして、一律回収するというふうの方針を出したものでございます。

委員(三輪順治君) その方向性は市のほうでおつくりになったわけですが、24条とのかかわりについて明確に理由をおっしゃってください。

総務部次長(佐藤文則君) 情報についてはその傍聴された方には資料をお渡しし、見ていただいております。当然、協議の状況も見ていただいておりますし、聞いていただいておりますし、筆記していただくこともご自由でございます。ただ、資料を渡さないということをもって、この情報公開の総合的な推進に全く反しているのではないかということではないと

思っております。

委員(三輪順治君)　そしたら聞くんですが、会議がいつどこでどういうテーマであるというの、どなたにどういう手段でお知らせをされてるのでしょうか、今現在。

総務部次長(佐藤文則君)　委員の方に通知をするという方法をとっております。

一般に向けての広報はいたしておりません。

委員(三輪順治君)　大きな時代の流れとして、開かれた議会を私たちは言っておりますし、それから開かれた行政は当然ベーシックになると思います。極端に言えば、プライバシーを除いて、数字そのものが仮に変わったとしても、私はその時点での審議内容であるので、それはよくよくご説明なされた上で資料をお配りになり、それぞれが検討されればいいことであって、これからはそういう市民参加型の、私は行政づくりにしていただきたい。それは協働まちづくりをおっしゃってる裏と違うんですよ。協働のまちをするための前提は、情報共有なんです。一つは出さない、一つはやれと、それでは同じ土俵の中で議論をすることにはならんので、私はこの姿勢は絶対に直していただかないといけないと思います。

それから、先ほど会議がいつどこであるというのは、これはないんですが、まさにこういう協働のまちも学区ごとにおつくりになってる以上、市政に関心を持っていただき、各専門家の分野もいろいろ市民の中にいらっしゃるわけですから、会議時間を工夫したり情報の提供というのは、これは不断の努力で私はやるべきだと思うんです。

ですから、言いたいのはそういうことで、会議公開をするのであれば当然その範囲を広げ、かつ資料も、そりゃ注がつかますよ、けど私はプライバシーとか、いわゆる個人情報に関して、これは当然ながらいかんと思いますけども、数字についてもこれは未定稿、要するに確定してないよということを例えば書くなりしてお渡しするべきだと思いますが、そこらあたり再度お尋ねをいたします。

総務部次長(佐藤文則君)　ご提言ではございますが、今の取り扱いを続けてまいりたいと考えております。

委員(三輪順治君)　市民の方が情報を手に入れる手段が、現在のところいろんな専門部会もありますし、きょうも名簿を配っておりますから、それはそれで私たちも一生懸命それぞれの分野を勉強せにやいけません、多くの市民の方、議員としては22名しかいない、それから常任委員会も限られています。ですから、突っ込みするということに関しても、なかなかその守備範囲が広いので大変だと思います。そこに各種審議会等委員がいらっちゃって、これ恐らく選考基準も出していただいていますから、それぞれの分野で一過言持つお方ばかりだと思います。ですから、そういう方の意見を基本に傍聴される方というのは興味あり、かつ発言はできませんけども後日委員の方にアドバイスをしたり、あるいはいろいろな面で私は傍聴の非拡大というのは開かれた市政の上では欠かせないと思います。ですから、

今次長おっしゃったように、この方針変えないということでおっしゃったんですが、私はもう井原市が全くその情報についてそういうことであれば市民に結果論だけしか教えない、極端に言えばですよ、審議過程はもうブラックボックスで、もしくはアウトプット、アウトカムしか言わないということであれば、私は今の国の政治を見とるようなんです。情報公開の基本は、文書管理にあると思います。多くは言いませんが、原発事故も含めてご案内のように文書管理できてなかったんです。だから、ないものは出せない、それはそうなんです。しかし、あるものはどんどん出していただくというのが今日求められている行政の姿勢じゃないんでしょうかね。堂々めぐりになりますけど、もう一度、きょう言われなったら次回の委員会でも結構ですので、検討するぐらいなら言うてもろうたらええと思いますけども。

総務部長(長野 隆君) ご意見をいただく機会は傍聴いただくだけでなく、重要な規約についてはパブリックコメントも求めますし、いろんな意見をいただく機会はあると思います。傍聴をだめだと言っているわけではないわけで、傍聴の中でいろんな資料も見ていただいてご意見なりをパブコメ等でいただくという機会は当然設けておるわけでございます。ブラックボックスと言われるか、当然傍聴はぜひ来ていただいて、いろんなご意見も。傍聴しに来ていただければ、それは結構だというふうに考えております。

委員(三輪順治君) ほんなら2つ言いますと、まず傍聴に来ていただいてもいいって言って、傍聴するその審議会名だとか議題とか日時、場所が知らされていないのに来ることもできないじゃないですか、まず1つ。それから、ブラックボックスという言い方ちょっと極端でございすけども、多くの市民の方のご意見をいただいて、当然委員は中心的なメンバーですから、それはそこで積極的に発言もなさり提案もされましよう。しかし、傍聴される方は少なくともそういう関心を持っておる方ですから、そういう方々に資料をお渡しするのは必然の流れです。

それから、もう一点言います、パブリックコメントって今総務部長おっしゃいましたが、今日何件か見ましてもパブリックコメントに対する意見がゼロというのが散見されるんです。これ、何ででしょうか。パブリックコメントをしたと言え、それは体裁整いますよ。でも、実際に意見がゼロということはどういうふうな捉え方をされてますか。

企画課長(大舌 勲君) それぞれいろんな計画があるんでございますが、今私の個人的な見解でございすが、社会的関心が高いものとそうでないものとがあると思います。もちろんゼロのものもございすが、パブリックコメントを多数寄せられた計画もございす。

委員(三輪順治君) そこまでおっしゃるんなら、例えば社会的関心がある中で、井原市の介護保険計画なんかあると思うんですよ。これ、平成24年1月から1カ月間やっていますが、ご意見はありませんでしたって出とるんです。これ、原因何だと思われます。こういうことは、行政としてはパブリックコメントは形の上では確かにやりました、そして意見がな

かったのもこれ事実です。しかし、何で意見が出ないのか、多くの方は関心を持っていらっしやると私は思います。そこになぜかというその疑問と、やり方とかいろんなことも私は反省としてあるはずだと思いますが、何かお考えになることはありませんか、この意見がありませんでしたということに関して。

企画課長(大舌 勲君) まず、パブリックコメントについてでございますが、パブリックコメントにつきましては現在パブリックコメントの手続要綱を制定しております、これによりまして各計画、それから付すべきものを上げて、同じような取り扱いを行っております。

取り扱いとしましては、まずホームページ、市広報でパブコメを行うということを発表いたします。その後にホームページ、それから所管部署、支所、それから下の情報プラザに係るものを複数備えて、おおむね1カ月間のパブリックコメントを行うという手続をやっております。

意見の多い、少ないに限らず、同じような形で実施いたしておりますが、三輪委員さんのおっしゃられるとおり、ホームページのアクセスも含めてでございますけれども、アクセス数がその時々によっては違ってまいります。

今後さらにこれをどうするかというご質問でございますが、当面この手続にのっとった進め方を継続してまいりたいと考えております。

委員(三輪順治君) ところで、パブリックコメントという言葉とか内容というのは、市民の方はご存じでしょうかね。

企画課長(大舌 勲君) パブリックコメントにつきましては、法が施行されてこの方まで市広報、それから市のホームページを使いまして手続を行うということは広報してまいっております。皆さんどのぐらいの認知度があるかというのは調べておりませんのでわかりませんが、広報につきましても毎回パブリックコメントを実施するときには広報のお知らせに出しておりますので、実施そのものは各家庭にいつておると思います。

委員(三輪順治君) わかりました。いわゆる条例とか法律は議会あるいは国会で決めますが、その他いろんなところにつきましてはパブコメの必要性は私もよくわかっておりますので、ぜひその内容を引き続き周知されるとともに、意見がゼロということも含めて、あり方について考えていただきたいというふうに思っております。

パブコメについては、いろいろ議論がありましようから、きょう私はこの辺で終わりますけれども、要は市民の意見を聞くという意味においてはパブリックコメントであれ、あるいは審議会等の会議であれ、私は基本的には先ほど企画課長が後期計画に絡んでおっしゃった50人委員会でも同じことなんですよ。そこにおける基礎的に用いるデータというのは、公表されて何ぼという世界です。私も本会議で1次産業の就業者数を聞きましたけれども、半減

しとるという市長のお言葉に本当に身が震えた覚えがします。半減するということの中身の原因とか対応については行政のほうでお考えなんでしょうけども、市民も同じ危機感なり、そういうものを共有せないけんのんで、2番目の質問の中で、例えば重要データはどこで知り得るのかということで、一部にはホームページに載っということではあるんですが、保存用で1冊のみというのがちょっとよくわからんんですが、確かにほとんど国が全額補助してますけども、1冊じゃったら支所とか図書館とか置くべきでないですか。そして、少なくとも数冊はお願いされたらどうですか。担当課のほうにお尋ねします。

企画課長(大舌 勲君) 以前も総務文教委員会で三輪委員さんからその統計データを情報プラザへということで、できるものは実施させてもらいますとお答えさせていただきました、県のほうへもその冊子が1冊しか井原市に来ておりませんので、おらないものがたくさんありますのでどうということかということで確認しましたが、井原市に対して1冊でございまして、支所、図書館等へも配布物はないということで、これ各市町村、県下同じような状況であるということの回答でございまして、そういうこともありまして、県のほうにも確認させていただきましたが、欲しいデータはインターネットにあるというような回答もございまして、冊子での配布は行ってないということでございました。

委員(三輪順治君) それは、県なり国がもう冊子くれないんですか。

企画課長(大舌 勲君) はい、このたびの質問に対してはそのような回答でございました。

委員(三輪順治君) ちなみに2010年の国勢調査、経費が幾らかかりました。

企画課長(大舌 勲君) ちょっと持ち合わせておりません。

委員(三輪順治君) 恐らくかなりの額が国補助で来とると思うんです。結果は、いろんな政策立案なり、あるいはあしたから決算になるんですが地方交付税の基礎になったり、本当に大切な資料なんですね。確かにホームページへ載っというからええだろうと言うておっしゃっても、私はちょっとやはりこういう基礎的な数字というものは、今言いました情報プラザにしても図書館にしても、あるいは支所にしても、人が集まるところには幾らか置いていただきたいと思うんです。国が経費節減でそうおっしゃるんなら、あえて言いますけど、それは本にして売られたらどうでしょうか。例えばですよ。

企画課長(大舌 勲君) 市としては、国の統計のものをまとめたものを販売するということは、計画にございません。

委員(三輪順治君) 私も視察で時々行くんですけども、こういうものを他市は売っというんですよ、1,000円とか500円とかね。立派にそれは、商売として成り立つかどうかは別としても、そういう姿勢があるわけですよ。これは確かにホームページに載ってますよ。それから、本も限りがありますから、基本的な必要なところは無料でお配りするにしても、

それ以上は、例えば井原市のデータを本にしてやったら、井原市の統計なんていうのは5年ごとに売られてますよね、1,000円か何円かで。ああいうことを含めてタイムリーに情報をお出しになる、あるいは場合によっちゃ頒布していただく。要するに、実費で分けていただく。これは必要じゃと思います。それで、やっぱり井原市で独自に加工した小学校区とか、いろんなデータがあると思いますんで、どんどん外に出していただきたいと思います。基本は無料なんですけど、どうしてもお金がかかる場所は市民の方に実費をいただいてそれをお買い求めいただくというような形で検討していただきたいんですが、そのご検討に入られるかどうか、ちょっとお考えをお聞かせください。

企画課長(大舌 勲君) 三輪委員さんおっしゃいました、総合計画等につきましたの配布物でございますが、総合計画につきましたも一般の方には販売をいたしております。

それから、井原市の統計というのを以前つくっておりましたが、最近つくっておりません。これにつきましたは検討させていただきたいと思います。

委員(三輪順治君) ひとつよろしくお願ひします。

データを何で僕がしつこく言っとるかというのは、データこそ本当に唯一政策立案等の基礎資料になるんです。私たちは直感で、あるいは皆さんの市民の声を聞いてイメージとしては描くんなんですけど、それを裏打ちするのはやっぱり数字なんですね。数字を見てものを考えたり、あるいは予算をこういう形で執行して、効果としてこうなるだろうということを決めていかにやいかんのんで。国であれ県であれ、お金がかかったものについては税金皆さん市民の方も払ってるわけです、国税で。ですから、それをバックするような形でぜひお取り組みをいただきたいと思っております。検討されるということでございますから、そういうデータについてはホームページはもちろんのこと、各図書館あるいは支所等に置いていただきますようによろしくご配慮をお願いしたいと思います。

この項は私は終わります。

委員(乗藤俊紀君) 情報公開の件でありますけど、午前中の審議の中で各種審議会、協議会等の傍聴に行ったとき資料を回収するという話がありましたが、確かに途中経過のものは回収することも必要ですが、一律に回収するというのではなくて一部可能なもの、例えば23年度の決算を審議会で協議したときにはもう終わったことでありますから、その後決算が終わればもう変動がないわけだから、そういった分の資料でしたら回収する必要は全くなくて、市民に大いに公開すべきであるというふうに思います。特に井原市は、市民に開かれた市政というのを標榜しているわけですから、そういった情報公開については当然差し支えない限り、それから途中変動がない限り、どっかで区切りをつけなきゃいけないとは思いますが、回収しないで市民に堂々と公表すべきというふうに、先ほど三輪委員も午前中そういう理論でありましたが、私もそのように思いますので、一律ということではなくて一部

は、可能な限りは情報公開ということで出したらどうでしょうか。回収しないということでお考えいただけますかね。

総務部長(長野 隆君) 本来こういった会議資料につきましては、当然出席された議員さんでご議論いただくための会議資料という位置づけだと思います。そういった中で、傍聴しとる方にもそういった議事の内容についてご理解いただくために会議資料もご提供させていただいておるといってございまして、情報公開の開示の中には資料を見ていただく、閲覧していただくというのも当然含まれておると考えております。当面は現在の対応、終了後には回収させていただくという対応を続けていきたいと考えております。

委員(乗藤俊紀君) この議論は、当面続けるということではなくて、改革をしていく上での話ですから、一律回収するというのではなく、可能な限り回収しないで市民の皆さん、議員はまあいいんですが、当然ですけども、傍聴に来られた方にはもう結果の出ている数字等々でしたらお渡ししてもいいんじゃないかなという思いがするわけです。それが情報公開の開示ということにつながっていくわけですから。そういった結果の出た数字を持って帰ることが、何か不都合があるんでしょうか。あれば教えてください。

総務部長(長野 隆君) 午前中もお答えしておりますが、この文書については持ち帰りいただいても結構ですとか、この文書については回収させていただきますとかという対応は混乱を招くという意味で、もう一律回収させていただくというふうな対応をとることにいたしております、ご理解いただければと思います。

委員(乗藤俊紀君) いや、私の議論は、一律ではなくそこを変更したらどうかという意見ですから、午前中言ったから一律でもいいんだということではなくて、改革をしていくという、検討しますというんならいいけど、変える意向がないというんじゃないで、一律に回収するんじゃないで回収しなくてもいいものはお渡ししていただきたい。大変かもしれませんが、事務上。でも、隠さなければいけない、持ち帰ってはいけない、そういう理由がない限り、市民の皆さんが求めるものはお出ししたらどうなんですか。副市長、ちょっとお考え聞きます。

副市長(三宅生一君) 井原市は、従来から情報についてディスクロージャーしてきたということがあって、皆さんにはそのことは実に承知をいただいているというふうにも思っております。

そういう中で、この情報公開の姿勢ということですが、傍聴に来ていただくということについて、これも一つの情報公開ですし、それからその審議会等を見るだけでは、聞くだけではわからんということで資料をお出ししているということで、このこと自体も相当踏み込んでいっているふうにも思っております。

それで、今かねてから総務次長も申し上げていましたが、これによって何らかのそごがあ

るということは非常に悩ましいことであるというふうなご説明をさせて頂いております。

23年度の決算についても、ほんのこの間この決算の審議でもって承認をしていただけたという状況になったわけで、それ以前については議員さん、委員さんおられる中で議会の認定をも受けてない数字が出てくるんかという、これもどうかと思うんですね。ですから、決算については決算を承認受けるだろうということで、出納整理期間が締まって決算認定していただけたという中で動いているということも含めて考えてほしいんですね。

ですから、これを公開して回収することが直ちにものを公開に踏み込んでいる、いないというようなこととは全く違うというふうに思っております。そういうことで、先ほど来申し上げているとおりのことでもあります。

委員(乗藤俊紀君) 一般会計等の決算がどうのこうのは言ってない。例えば国保審議会、審議会とか各種審議会、協議会のことについて情報公開の話は今話ししてるわけで、決算がどうのというのは国保の23年度の決算が終わったという報告を国保協議会で話しましたよね、そういったものを、もう数字が変動しないからそういうものは渡してもいいんじゃないかなと。で、一般会計の決算というのはまた分厚いものですから、図書館行けばあるから公開しているようなものですけども、その傍聴の皆さんにということじゃなくて各種審議会、協議会の中での資料の公開を話してるんですが、検討される余地があるのかないのか、もう絶対ないとおっしゃるのか、再度お伺いします。

副市長(三宅生一君) 先ほど来申し上げているとおりであります。

委員(三輪順治君) ちょっと観点変えます。

そしたら、参加委員さんにはお配りになって、これ回収しよんですか。

総務部次長(佐藤文則君) 回収いたしておりません。

委員(三輪順治君) 傍聴の方にはお配りにならずに回収して、お見せはして回収、委員さんには審議で議論していただいて、しかも持って帰っていただく。どこに差があるんです、情報管理という点で。危惧されとるように、これは未確定だとか後日変わったらいかんだとかということは、会議の中でおっしゃっていただければ数字の意味合いわかるでしょう、もられた傍聴人も。委員さんに審議のために必要な資料を回収されとるレベルじゃったら、私はまあそういう考え方もあるかなと。審議過程じゃけえ、その段階での資料は、決まったらんことを議論しようたら、そりゃ回収されてもええ。今聞いたら、全てそれはお渡しになっとる。これ、おかしいじゃないですか、矛盾しとるじゃないですか、運用に。大変なことよ。

総務部次長(佐藤文則君) 当然審議会あるいは協議会の委員さんについては、継続審議が前提です。すなわち、最初の資料の段階、あるいはもう本当の素案の段階、あらゆる段階を通じて審議、協議をお願いする機関であります。傍聴に来られる方は、市民あるいは議会の

議員さんの場合もあるでしょうし、そういった方が必ずしも継続してその傍聴を続けられるという保障はないと思います。よって、例えば1回の傍聴をされたときに、その資料がその協議会での資料の決定事項のようにひとり歩きするということの懸念を持っておるわけでございます。

委員(三輪順治君) 委員さんには情報管理の何かルールがあるんでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。その件の、資料の取り扱いに関するルールはお決りになったんでしょうか。

総務部次長(佐藤文則君) 当然、公務員法の規定が適用されます。非常勤といえども公務員ということで、その職務上知り得たことを外部に漏らす、当然その中の職務として知識を深めたり、そういった中での情報収集というのはご自由でございますが、その中で、例えばそれが秘密事項に当たらない場合もあろうかと思いますが、そういったものを漏らせばそれは公務員法にひっかかるということになろうかと思えます。

委員(三輪順治君) ちょっと大変なことを今おっしゃった。地方公務員法の守秘義務に違反するから、そのことを今おっしゃったと思うんだけど、それは会議の冒頭ないし委員を就任されたときにおっしゃってますか、各委員さんに。

総務部次長(佐藤文則君) 全てが公務員法に係るということで申し上げたわけではなくて、係る場合もありますということで申し上げております。

委員(三輪順治君) 研修しとるんか言よん。

総務部次長(佐藤文則君) 研修いたしておりません。

委員(三輪順治君) そしたら善意に任せて、今おっしゃったのは役所の論理であって、そうあってほしいという論理でしょう。委員さんが、例えばそれをコピーしてどなたかにお渡しになった場合もあるけど、そんなことをしたら地方公務員法違反で守秘義務違反だから罰則がどうのこうの、そんなことをきちっとお教えして、それは資料の取り扱いについてはこうしてくれというおっしゃっとなら首尾一貫もしますわ。ところが、それが無いのに委員さんだけは持って帰らせて傍聴者のは回収するというのは全く意味がわかりませんね、私は。何かありますか、それはおかしいんじゃないですか。

総務部次長(佐藤文則君) おかしいと思っておりますので、今の取り扱いを続けてまいりたいと思っております。

委員(三輪順治君) ちょっと大変な問題を今おっしゃってるというのがあと後日わかると思いますが、情報公開条例の理念、目的、もう私は要らんこと言う間でもないんですが、そして今24条たまたまここにコピー、抜粋してますよね。何が言いたいかと言えば、今その文書管理や文書の公開あるいは情報の共有というのが、実は地方自治法を制定されたときは、ちょっと要らんことになりませんが、要は市長が非常に優位な立場にあることは皆さんご

存じのとおりです。予算編成権も何も、機関委任事務というのがあったからこそこうなつたんですよ。ところが、今撤廃されて議会の議決権も広がってきょうります。この間、地方自治法も改正になりました。専決処分も議会が承認せん場合は新たな対応が必要になります。時代は変わりょんですよ。それなのに井原市がそういうことであれば、私は非常に憂慮をするもんなんです。もう少し私は、理事者の方もお勉強なさつとると思います、職員の方も一生懸命仕事されとると思います、そういう意味で、市民とともに市政をつくり上げるんだということを他では私は極めて自然な話をしてるんであって、それが何も途中がどうのこうのという、ですからさっき言うたように、プライバシーはそれは隠しましょう、守りましょう。しかし、そうでない場合は審査過程にしても許せる範囲でやっていただきゃええ、今乗藤委員おっしゃったように個々の判断で全部違うと思うんです。それを一律に全てだめだというのが逆におかしいんです。時代に合っていないんです。それを言ってるんですよ。個々のケースで担当課長さんや担当部長さんいらっしゃるでしょう、個人情報保護条例の研修もしょうてでしょう、毎年。ほんなら担当課長なり担当部長が責任持つて、ここは出せる、ここは出せないという判断されて、それを一々総務部長や助役が全部目を通すことは、これは物理的に不可能ですから、そこは任せ切つて、基本だけは運用上やっていただかないと時代の情報公開の要請にあわないと言ってるんですよ。わかりますかね。

委員長(河合建志君) 膠着状態になっておりますが、他の委員さんのご意見はいかがでしょうか。

委員(三輪順治君) 少し総論がありますので、わかりにくかったかもわかりませんが、情報というものはみんなが活用して初めて生きた情報になるんです。だからデータも、ホームページだけだったらパソコン使えん人は見れないんですよ、簡単に言えばですよ。でも、それは現実問題、農業問題にしても従事者が半分に減つた、それは誰が市民の方正しく理解されてます。そりゃ現場におる人は、耕作放棄地がふえたじゃ何じゃとわかりますよ。しかし、従事者が減として千何人おつたんが何百人になった、これ、わからないんです。だから、そういうものを今は逆に市のほうから積極的に提供すべき時代なのに、審議会の資料を含めて、皆さんでそういう共通認識で新しいものをつくっていったり議論していく場合の基礎データというのは当然出してあります、それを傍聴においでになった方にお出しにならんというのは、はっきり言うたら時代の流れに逆行しとんじゃないかという私の素朴な疑問ですから、それにまず答えてください。

総務部次長(佐藤文則君) 時代に逆行しとるのではないかということですが、傍聴に来られた方に、先ほど総務部長が言いましたが、情報公開の中で閲覧あるいは資料を見ていただくということですね、縦覧、そういったことも情報公開だろうというふうに思います。ですから、傍聴に来られた方は、もともとは資料も配布してないというのが本当の状態だろうと

思うんですが、傍聴者の方にきょうの会議はこういった資料でやってますという資料をお渡しし、見ていただき、審議過程を見ていただいている。私どもは、それが情報公開、またそれが傍聴に来られた方に参画していただく方法だろうと思っています。

そういった中で、やはり当然審議過程のもの、資料のもの、今乗藤委員さんのほうからありましたように、さび分けをすればいいではないかということですが、そのさび分けを個々の共通の目とするのは大変困難だと思います。ですから、そういった意味で一律にやはり回収させていただきたい、そういう運用をしていきたいという趣旨でございます。

委員(三輪順治君) ちょっとかみ合っていないんですが、要は資料を回収するという一点だけに限れば、その資料を回収する意味合いはさっきおっしゃいました、審議途中だとか、あるいは議会の前だとか、いろいろありましたね、それは工夫すりゃあええんですが、なぜ傍聴者の資料を回収せにゃいけないのかという疑問に答えられてないんですよ。閲覧も公開の一つであるのは、そりゃもう百も承知です、閲覧をする。ところが実際は、傍聴においでになった方の資料をもし回収されたら、あのことどうやってどうして決まったんかということをもう一回見るときに、もう見れないんですよ。委員さんは、さっき言うたようにお持ち帰りになってそしゃくするといいますか、反すうするといいますか、できますよ、資料が手元にあるから。でも、興味があっっておいでになった委員さんのその機会を奪ってしまうと、せっかく興味があっ、あるいはどういう議論がなされとるんかということをお聞きになりたいという意味でおいでになったにもかかわらず、例えばいろんな方々にお話しするにしてももう手元になれば、特に数字的なものは残ってないとわからないんですよ、客観的に。だから、今おっしゃった回収するという点において、どうも井原市のおっしゃることが私はよくわからないんです。何で支障があるんか。支障があるんだったら、さっき乗藤委員がおっしゃったように区別してここは回収させてもらいますよと、ここはもう持って帰って結構ですよ、それは今次長おっしゃったように全てが任せられんというのが、私は問題だと。全てを任せ切るような研修体制なり、職員の資質を課長、部長含めて最終決定判断者に委ねるとい、思い切ったそういう運用をしてほしいんです。

それがひいては情報公開の基本が固まるということになるんですから。それを言ようるんです。

そうすると、例えば研修は年何回やられてますか、情報開示の研修は。誰を対象に、誰が講師となって。

総務部次長(佐藤文則君) 情報公開に関して、定期的な研修は行っておりません。これは、市のライブラリーのほうへ情報公開制度に関する手引きと条例等、その取り扱いについて掲示し、その都度必要に応じそれを参考にしながら情報公開を進めるというふうにいたしております。

委員(三輪順治君) 今、研修は行われてないということなんけども、今日情報そのものも、あるいはその開示の姿勢も職員の方々はどう身をもってお知りになつとると思いますけども、言われて最後に出すんじゃないくて、それはものの軽重ありましよう、主管課長や主管部長の判断もありましよう。一定のルールというものは、やっぱり役所の中で研修に研修を重ねて、質問に議論を重ねて整理をして、そして任せ切るといようなスタイルを私は欲しいんであって、今役所にもしそういった機能がなければ、私は求めたいと思います。これは、執行権がどうのこうのという意味じゃないですよ。結果として公開にならんわけですから、資料持って帰らんわけですから、その原因が役所の内部にあるとすれば、議会が言い過ぎるかもわからんけど、そこの仕組みを変えることによって傍聴者に資料が渡せるのであるならば、そこにひとつメスを入れていただきたいと、私はそうと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長(長野 隆君) こちら当局側、執行部側と委員さんとの意見が全然かみ合わないというか、正反対のご意見でございますが、私どもといたしましては傍聴者の方へ会議資料をお渡しして、それで審議の状況を見ていただく、当然メモもとれるわけでございますから、そうしたことで対応していただき、終わった後については、午前中も説明いたしました、先ほども数字申し上げましたが、そういったものが変わる可能性もあるわけでございます、そういったものについては回収をさせていただきたい。物によっては回収する、回収しないということではなくって、一律の対応をさせていただきたいというふうに考えております。

委員(三輪順治君) もう最後にします、議論が繰り返しになるので。僕、はっきり言って、井原市は地方分権の流れとは逆の方向で中央集権化しようと思うん。支所の問題だって、文書管理にしても今のお話だったら一律任せ切れないんでしょ。もう答弁求めませんけども、私は議員として今3年間ちょっとしか経験ありませんけども、本当に憂慮すべき状況に陥りようと思います。この狂った歯車をぜひ正常に戻さないと、これからの自治体、特に新しい地方自治法のもとでの議会の運営もございますから、ぜひ再考なり、お考えをしっかりと持ったものを持って、私が言わんところはおわかりいただけとると思います、簡単どころはみんなが情報を持つということの、本当に平たい意味をよく考えていただいて、そのために何が必要かということを講じていただきたいと思います。もう答弁は要りませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員(森本典夫君) 傍聴者に対する配付資料の回収ということについてのみお尋ねします。

ずっと議論を聞いておまして、私は三輪委員が言われることに120%賛同する立場です。

ちょっとメモっとなんですが、発言することを、順不同になったりしてまた同じことを言うがということがあるかも知れませんが、お許しいただきたいと思います。

まず、公開をする対象者は誰でしょうか。

総務部次長(佐藤文則君) 本市の情報公開制度のお話の対象者でしょうか。

委員(森本典夫君) 会議の審議会、協議会等々がある場合に、これは公開されますよと、ですからどうぞご自由においでくださいということをお知らせをする対象は誰でしょうか。

総務部次長(佐藤文則君) 午前中、三輪委員さんからもありましたが、会議の開催について一般の市民の方に周知をしていないのが実情です。ということは……。

委員(森本典夫君) 対象は誰でしょうかと言ようるん、僕は。

総務部次長(佐藤文則君) 希望される方です。

委員(森本典夫君) 井原市民全員、それから全国の人全員という立場でよろしいか。

総務部次長(佐藤文則君) 傍聴を希望されれば、そういうことになります。

委員(森本典夫君) 先ほども話がありましたように、議会の場合はシステム上議会へ審議会がいついつ開かれますと、それで傍聴可否を明らかにしていただいて連絡をいただくシステムになって、それだけで言えばうまいぐあいにいきょうりますけど、それ以外の市民、住民に対するそのことについては一切公にされてないというふうに思いますが、それはそのとおりでしょうか。

総務部次長(佐藤文則君) そのとおりです。議会に対しては、開催通知の中で傍聴人数の制限はさせていただいております。

以上です。

委員(森本典夫君) ありがとうございます。

それで、先ほども話がありましたけども、一般には全然、希望される方というふうな一般的な話ですが、議員以外には全く知らされてない。100%知らされてないわけで、そういう意味ではその審議会、協議会が議会へ知らせていただけるような形でホームページへアップするということをしないと、一般の人は全くわかりません。したがって、今後はそういうことをしていただきたいと思いますが、日程が決まって可否の可のほうだけです、非はもうだめですから、可のほうだけです。傍聴できるというものだけはそういう項を設けていただいてアップしなければ、このことについては関心があるがアップしたやつを見た人が、これについては行ってみようかなという気になってくださるわけですから、そういう意味ではそれは全て日程が決まってアップできる時点でアップすべきだというふうに思うんですが、どうでしょうか。

総務部次長(佐藤文則君) 検討させていただきます。

委員(森本典夫君) ぜひ、そうしないと一般の人はわからない。議員は、一応ファクスで

届きますんで、なるほどということでは傍聴しようと思えば、その日があいとれば傍聴させていただくというふうになりますんで、それは絶対に日程が決まった時点で傍聴可のものについては住民がのぞけるようにぜひしていただきたいと。検討するという事ですので、ぜひ検討して、一日も早く実施をしていただきたいというふうに思います。

それで、この傍聴ができる、できないは、前年度で委員会、協議会等で論議していただいて可否が決まりましたが、4月1日からはそれが、言ってみれば実施されているという状況の中で、最初は僕もできるだけ自分の日程が都合がつけば、案内をいただければ傍聴させていただきます。現在もそうですが、4月の頭から何回か傍聴をいたしました。そのときには資料が全部出ておりました。回収はされませんでした。なぜ、そのことをそのまま続けられないのでしょうか。理由はちょっと言われましたけども、最初は出してたのに途中から成ったというようなことですので、その点ちょっと理解が得られるような説明をしてください。

ちょっと確認ですが、4月1日以降書類は渡しておられたでしょうか、確認です。

総務部次長(佐藤文則君) おりました。

委員(森本典夫君) それでは、もうちょっと突っ込んで質問しますが、回収をしようということに決定したのは何月何日で、どういう方々が集まって、どういう論議をして回収するという結論になったのか、そのあたりをお聞かせいただきたいとします。

総務部次長(佐藤文則君) 内部決裁により、8月20日以降のものについて回収するよういたしました。

委員(森本典夫君) 質問に答えてください。どこでどう決めたかと言うて質問しとんじゃから、どこでどう決めたか。内部決裁だけで済むもんじゃない。

総務部次長(佐藤文則君) 起案決裁により決定いたしております。

委員(森本典夫君) どこが起案して、最終的には誰がオーケー出しましたか。

総務部次長(佐藤文則君) 起案は総務課になろうかと思っております。内部で決裁を受けております。

委員(森本典夫君) 総務部長が最終的に判を押したということによろしいか。

総務部次長(佐藤文則君) 最終決定者は、記憶いたしておりません。

委員(森本典夫君) その点、明らかにしてください。

それから、起案の内容を教えてください。大変大事なことから、しっかり論議せにゃいけんと思うて、僕も論議に加わりました。調べてきて報告していただきたいとします。ほかにいろいろありますんで、ちょっと先へ進みます。

傍聴者には渡さないと、報道機関にはどうしてますか。

総務部長(長野 隆君) 傍聴人ということで回収をさせていただきます。同じ扱い

にしています。

委員(森本典夫君) そのぐらいの、報道機関にも渡さないというような状況というのは大きな問題だというふうに思います。これ、指摘しておきたいと思います。

それから、先ほど来出てますように、委員には持って帰っていただくと、その理由も言われました。傍聴人は回収させていただくと、それも理由を言われました。8月20日以降内部決裁で決めたということですが、それまでにそういう皆さんに持って帰ってもらった、傍聴人も持って帰ってもらうということで、何か不都合があったのかどうなのか、その点確認です。

総務部次長(佐藤文則君) 特に不都合があったということは聞いておりません。

委員(森本典夫君) まずは、起案の内容が来てわかると思いますが、不都合がないのに8月20日以降は報道機関もあわせて傍聴人に資料を渡さないということが決まったというのは、全く理解ができないというふうに思っております。

それから、先ほど来も出ておりますが、ひとり歩きをする可能性があるということと言われましたけれども、委員の人には何ぼか縛りがあるということだろうと思っておりますけれども、委員には渡して、傍聴人、報道機関には渡さないということで、特に資料が情報として流れてひとり歩きをするというところはかなりウエートがかかっているのでしょうか、どうでしょうか。

総務部次長(佐藤文則君) やはり、審議過程のものということですので、あるいはその項目の中で削除されるもの、あるいは追加されるもの、数値的な変動があるもの、そういった可能性があるということですので、そういうものがひとり歩きしないようにということでございます。

委員(森本典夫君) その内容については、削除するとか修正されるとかということについては、それぞれの会議の中で明らかにされるわけですから、それはそれで傍聴人も報道の方も、当然委員の方も認識はするわけですね。したがって、そういうことを含めて書類もお渡しすれば、報道機関も、それから傍聴人も、それは変わったな、それから審議の内容でいけばこれは変わる可能性があるなということについてはわかるんで、そういう意味ではそのことを最初に、書類は渡しますけれども、回収しませんけれども、こういうことがあるんで、このことについては注意をしてくださいよということを一言言えば済むことではないんでしょうか。その点、傍聴人を信頼していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

総務部次長(佐藤文則君) 傍聴者の方は、協議会とか審議会に参加されているわけではありませんので、傍聴者の方に具体的な制限をつけたり説明をするというのなかなか実務的には難しいのかなというふうに思いますが。

委員(森本典夫君) 何で難しいんですか。傍聴に来とるんですから、担当課の人とか、そ

この会議の中のトップの人が傍聴人とか報道の方に、これはこうこうこうですからとその都度言えば、全部渡しても一つも問題ないじゃないですか。それが、傍聴の人にはなかなか徹底できない。ほんなら委員の人は徹底してるんですか。それから、委員の人がひょっと、縛りはあるとしてもそれをひとり歩きさす可能性だってあるわけでしょう。それを、委員はそんな心配はありません、傍聴人や報道機関はあります、それがおかしな話だということを三輪さんも言うておられるわけで、その点ちょっと改めにやいけんと思いますよ。その点どうでしょうか。矛盾しとるが。

書類が来たようですけど、委員長、ちょっと諮ってください。内部決裁の文書を委員に全員、それから傍聴者に全員配っていただくように執行部をお願いしてください。

委員長(河合建志君) 今、森本委員さんから提案がございました。執行部のほうへお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか、委員の皆さん。

委員(森本典夫君) 向こうはだめか、傍聴は。とりあえず、諮って。

委員長(河合建志君) 先ほどの森本委員さんの提案に対する皆さんのご意見を求めます。

〈異議なし〉

委員長(河合建志君) それでは、執行部へ対して書類の配付を我々委員のほうへお願いしたいと思います。

委員(森本典夫君) 起案資料をいただきました。ありがとうございました。

それで、中ほどに書いてあります、会議資料は審議、検討の過程段階の資料であるとの観点から回収するということはある今まで出てきたところであります。最終的には副市長が判をつけておられるようで、副市長のオーケーが出てこういうことをされてるということはわかりました。

先ほど来出てますように、こういう理由で回収をするということは、やはり基本的な情報公開の面では、私はその情報公開の理念に反するというふうなことはあるというふうに思っています、僕は基本的には全てを公開すべきだというふうに思いますし、先ほど来出てますように、審議の中身は傍聴しとれば100%わかるわけで、そのときにこれは数字が変わったから公表できない、これはそのまま審議にかかって通ったから公表できるとかということは傍聴人も報道機関もわかるということになりますので、そういう意味では間違った資料ということにもならないと思いますけども、それがひとり歩きして困ったというようなことにはならないというふうに思うんですが、その点どうなのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほども言いましたけども、委員の方からその資料が流れてひとり歩きをした

というようなこと、今まではトラブルはなかったということですが、そういう懸念をやっばり委員の方にも持っておられるんでしょうか、どうでしょうか。その点もお聞かせいただきたいと思います。

総務部次長(佐藤文則君) 資料によっては、ひとり歩きして困るといった資料も中にはあるかと思いますが、それは、全てのものがそうだとは申し上げません。

それと、委員の方からそういった情報が漏れてということですが、可能性としてはあると思っておりますが、やはり委員の方には審議を深めていただくという意味で、どうしてもやはり資料のほうは常に持つといていただければというふうに思っております。

委員(森本典夫君) そう心配することはないということですね。

それで、先ほども三輪委員のほうからも話がありましたけども、審議の中で変わる、乗藤委員も言われましたが、そのまま出すとまずいというようなことがあるのをそれぞれさび分けして、今回の資料は出します、これは出しませんというようなことはなかなか大変だろうと思いますし、そういうことをせずに僕は基本的には100%出すべきだというふうに思いますし、先ほど言いましたようにそれぞれ委員は当然ですが傍聴者、報道機関も中身についてはよくわかっているわけですので、それは余り問題ないと。

それから、話の中でメモしていただけますがと、メモは100%できませんわね。じゃから、メモしていただけますわということで、一言で片づけられたら困ります。次長だって、いろいろ話があった中で100%メモできますか。できないでしょう。

それから、委員の方はまた継続でいろいろ考えてもいただかなければならないということについては三輪委員のほうからも話がありましたけども、傍聴者で関心がある人はその後どうなるか、中身についてはどうなのかというのを100%メモできてないわけですから、そういうものも資料として渡して、今後また次の委員会するときにはそのことがどうなるとかなということでもたまたま傍聴に来られるというようなこともあるわけで、議員も含めてですよ、ということで当然委員と同じように傍聴者にも渡していただいて、それからいろいろ先のことも考えていただく、そして井原市が少しでもよくなる方向で皆さんが考えていただくということは大変大事なことだと思うんですね。ですから、それを傍聴者、報道機関にはそんなことは関係ないでしょうと、委員さんは継続してやってもらわにゃいけませんからということもおかしな話で、矛盾するんじゃないでしょうか。その点どうでしょうか。

総務部次長(佐藤文則君) 傍聴者の方は、あくまで傍聴者ということで、意見とか発言とかがあるわけではございません。そういった意味では、やはり委員の方とは一線を画すべきだろうというふうに思います。

委員(森本典夫君) 傍聴者は、議員も含め住民全てですわね。今の場合は、4月1日からきょう現在までは議員以外は傍聴はないです。それは、知られてないからないんで、今提案

もしまして検討するということではありますが、議員だって、それから一般住民だって、いろいろ資料を持って帰って今後の自分がこう思う、ああ思うということをもた何らかの形で市の行政に反映するというようなことも考えにゃいけんわけですね。それから、議員にとっても、その資料に基づいて議論の内容も知りながら、その資料に基づいて今度は議会で反映するということにもなってくるわけでしょう。そういうことの芽を摘み取っているということも考えられると思うんですが、その点どうでしょうか。委員だけは、そりゃ大いにやってもらいましょう、あとの人は余り関係ありませんわというのが今の論法でしょう。そんなことにならないと言よんですよ。

総務部次長(佐藤文則君) 資料を持って帰っていただいたほうが、その資料を帰ってから反すうして見れるということは、委員さんおっしゃるとおりだろうというふうに思いますが、実際に傍聴の中で議論を見ていただいておりますし、資料の内容についてもお目通しをいただいているわけですので、そこは回収させていただきたいというふうに思っております。

委員(森本典夫君) じゃけえ、それがいけないと言うて言ようるんじゃが。だから、例えば一般の人が傍聴するようになると思いますか、ホームページへアップすれば。ほんならそれを見た人が、論議も聞いて、委員さんの方に、あんたああいう論議があったけど次のときはここについてはぜひ取り上げてくださいよという傍聴者、それから報道機関、発言権ありませんけども、そういう委員の方をお願いをすることだってできるわけでしょう。じゃけえ、それが資料がないと、なかなかそれができにくいわけですわ。議員としてもそうですよ、執行部にいろいろ提案することについても、審議会の内容を参考にしながら新たな問題点を取り上げて、一般質問なり委員会でも審議できるわけですが。それは、市民のためを思ってやるわけですから、そういうことを芽を摘んでしまっているのが今の現状なんで、それはちょっと絶対に改めていただかねばならないというふうに思うんですが。今までどおりでいきますという、ずっとのお答えですが、もう絶対これは改めていただかねばならない。僕は、100%お渡しして、それでそのときにこの資料はこうこうこうですから、言ってみれば慎重に扱ってくださいよ、これはこの部分は公表してはいただけませんよとかということも含めて、それはちゃんとそのときそのときに言って。傍聴者の制限が5人とか10人とかというのがありますが、ただそれだけの傍聴者ですから、それは徹底しようと思えば徹底できるわけで。それから、委員に対しても、いろいろな審議の内容で変わることがあった場合は、それはそれでちゃんと頭の中でしゃくしていただいて、もしお話を誰かにするとなれば、そういうことは当然そういう内容で話をされると思うんで。そこらあたりで、絶対にこれは改善していただかねばならないというふうに思うんですが、改めて今までの100%書類を渡しなさいという観点で話をしようりますが、どうでしょうか。検討せにゃいけまあ。

総務部長(長野 隆君) 何度もこちら側の考え方についてはご説明いたしておりますとおり、当面は現行の対応で、会議終了次第回収するという対応を進めてまいりたいと考えております。

委員(森本典夫君) もう最後の話にしますが、どんな条件が整ってもこのままで100%いくと、条件が変わってもということが言い方があるかも知れませんが、もう一切今後はこの状態でいくということを変えないということなのかどうなのか、そのあたり副市長どうですか。

副市長(三宅生一君) 先ほど来、変えないということ私を私の方で申し上げているつもりはございません。当面これをやっていきたいということでありまして、なおかつ総合的に常に随時、あるいはポイントポイントでこういったものに関しても研究していくということがあります。

若干、私どもの執行部が情報に関して、情報を公開するという基本的な理念については同じだと思うんですけど、その手法として回収するとなると潮が引いたような、そういうイメージを持たれているので、非常にその点についてはもう一つ理解してほしいなと思うんですが、審議会の公開あるいは傍聴に関しての、傍聴者に関する資料の提供についてはいま一步これから研究してみたいというふうに思います。

委員(森本典夫君) 半歩前進でしょうか、研究してみたいという回答が返ってきましたので、ぜひ研究していただきたいと思いますが、これだけかたくなに資料を渡さないというんですから、委員会として、このテーマに対してぜひ回収せずに100%渡してくださいというのを執行部に総務文教委員会の総意として上げていただくような取り計らいを今後していただきたいと、委員長、と思いますが、委員長の取り計らいをよろしくお願いします。

委員長(河合建志君) 今、森本委員さんより提案がありました件につきまして、他の委員さん、どのように考えられますか。また、どう諮りましょうか。

委員(森本典夫君) 僕は提案しましたが、これは今のことで、執行部がおられるときにいろいろ言うんじゃないかと、この委員会が終わった時点でまた話をさせていただいてどうするかというのを決めていただいたら僕はと思いますが、皆さんどうでしょうか。この場で決めてしもうて、ほんなら後々そうしましょうという話になるのかどうなのか。僕は、この時点ではとりあえず僕の提案ということで委員長預かりにさせていただいて、委員長が今後それぞれの委員さんに諮っていただいて、どうするかというふうなことを決めていただきたいと僕はと思いますが、皆さんの意見を聞いてください。

委員長(河合建志君) ただいま森本委員さんより、後ほど総務文教委員会で検討して、委員会の総意として執行部のほうへ申し入れてほしいと、そういう扱いをしていただきたいとの要旨です。

委員(大鳴二郎君) いろいろと聞いたわけですけど、最後に副市長さんが研究してみるという言葉をいただいたんで、そういう言葉を信じて私はいきたいと思いますので、文書を出すことがどうかちょっと僕も今ははっきりと言えません。

委員長(河合建志君) 皆さん、それぞれご意見をおっしゃってください。

委員(三輪順治君) 他の案件もありますので、改めてこの場でなくて後刻議論して整理をして、議長とも相談をせにゃいけんこともありましようから、この件を含めてまた改めて議論して、きちっと整理をして申し入れをしていきたいと思います。

委員(川上武徳君) 私もそのほうにしていきたいと思います。

委員(坊野公治君) 改めて議論ということによろしいと思います。

委員(宮地俊則君) はい、それでよろしいです。

委員(乗藤俊紀君) はい、後刻でいいですよ。

委員長(河合建志君) それでは、後刻検討するということで、この件に関しては一応の結論を出したいと、そのように思います。

委員(三輪順治君) もう一点、公募委員の選考結果について、その理由をお聞きしましたら、要は2名なら2名、3名なら3名でそれ以上ないということでありますから、もうあえてお聞きしませんが、そういうこともやっぱり反省材料では私はあると思うんです。むしろ、2人のところに5人来たり10人来たりして役所のほうが選考に困られるぐらいおいでになるような、そういう持っていき方というか、お投げかけのほうはむしろ重要なんで、私はきょうはもう理由わかりましたので言いませんが、ひとつそういうような持っていき方を工夫してやっていただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

委員(森本典夫君) 先ほど一般住民の方に審議会、協議会の開催日程、それから何人まではオーケーですよというのをホームページへアップしていただきたいというふうにお願いしました。もし、アップするようなことになりましたら、何月何日からアップするようになりましたというのを議会のほうへ教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

総務部次長(佐藤文則君) 検討の結果、そういうことになりましたら、必ずご報告申し上げますと存じます。

委員(森本典夫君) よろしくをお願いします。

委員長(河合建志君) 傍聴されている森下議員から、ただいま発言の申し出がありました。

発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員長(河合建志君) ご異議なしと認め、発言を許可します。

それでは、森下議員、発言席で発言を許可します。

委員外議員(森下金三君) それじゃあ、座らせてやらせていただきます。

発言の許可をいただきましたので、各種審議会、協議会の委員会における就任委員の選考基準というような確認ということをごここに書いてあるんですが、そのことについて2つのことについてお聞かせ願いたいと思います。

選考基準につきましては、ここに資料いただいております2つの点、1点は行政改革審議会のことについてお尋ねを申し上げます。

この審議会の選定基準については、ここに大まかに書いてありますので、まず私がこの井原市行政改革審議会委員の選出についてのことについてお尋ねするのは、実はこの委員会のメンバーが井原放送で放映をされたということで、その明くる日でしたか、私の家のほうに電話がありました。ちょうど私は留守でおらなかったんで家内が電話へ出て、選考されとるんじゃないけど、多額な補助金をもらっている団体がこういう審議会へ入るとるのはおかしいんじゃないかということであって、名前を言われなかったんでどなたかわからんのんですが、森下議員さんの家ですかということは確認されたということなんです。どなたかわからんのんですけど、そういうこともありまして、この件についてお尋ねをしたいと思います。

この井原市行政改革審議会、ことしメンバーがかわりました。問題は、補助金を多額に受け取るとる者がなるとるということ、これは、上げてみますと備中西商工会1,300万円ほどで、それと井原市商工会、これ200万円、井原市婦人協議会84万円、それで井原市全労働組合協議会135万円、これだけの補助金が出ると。その中に、この備中西商工会と井原市商工会、そういうメンバーが非常に多くおられる。例えば、商工会なんかも2名おられる。そういうことで果たして、きっと補助金のカットとかなんとかやられるわけですが、そういうことでいいのかどうかというような指摘があり、それで私もちょっと調べていただいたんですけど、21年、22年、23年と、この4団体、変更があるかといいますと、井原市の商工会議所が200万円、21年度が、22年度が200万円、23年度が200万円、それで備中西商工会の補助金1,323万円、これが22年度、23年度同じでございます。井原市婦人協議会の補助金も84万円、84万円、84万円。それで、井原市全労働組合協議会は150万円21年度あったものが22年度、23年度は135万円に減額されておられます。

そこで、ここに答申書いてある、井原市5次行政改革大綱における集中改革プランの取り組み実績というふうに22年度、23年度、その23年度の後ろの中に書いてありますけど、この報告書ですわね、報告というか、こういう審議をしたということで。まず、抜粋し

て読みますと、審議会等については委員構成が見直され、女性委員の登用が拡大されるなど、幅広く市民の声を反映するような取り組みがなされた。そして、下のほうは、行政はできるだけわかりやすい指標や図解を用いて市民にその取り組み内容や制度の周知を積極的に行い、市民の協力を得ながら目的達成へ向けて取り組みをされたい。これは22、23年度も大体同じような文言を書いているわけですが、そこで、この審議会のメンバーの構成なんですけど、前回の構成、ここへ書いとるのは団体の人が非常に多い。それで、約12名の中の7名は継続しておられるわけです。商工会議所なんか、前回もおられた、今回もおられるというようなメンバーで、どうもメンバーがかわるのが、12名のうち7名はかわっていない。ただ、かわっとるのは、井原市商工会議所の会頭が変わられたけえ、そのかわりに名前が出ると、宛職が多いというようなことで。そうすると、いつも言いますが井原市婦人協議会の方なんかは、どこのところにも顔をのぞかせて、本当にそれで果たしてきちんとした審議ができるのかなど。この間もそれを指摘したんですけど、そういう面もいろいろ見直していかにかいかなと思います。それで、井原市婦人協議会なら協議会でもいいんですけど、その中からこの人ばかりじゃなしに、その中でもいろんなことに才たけた人がおるんだから、お願いをするときに、こういうことで専門にたけた人を選んで同じ団体の中から出てもらうというふうにするべきじゃないかと、こう思います。

それと、公募の話が出たんですけど、恐らく公募してもなかなか集まらない。ある僕の知り合いなどは、公募は本来なら自分がこうしたいと言うて公募出にかいけんのんじゃけど、頼まれたから出るとりょうなことになる人もおられる。今ここにおける、特に大事な行政改革の審議委員なんかは公募されとりわけ。そしたら、公に公募ですから、いろんな作文を書かれて私はこうしたいりょうな、ここにありますように委員の申込用紙がある、それにレポートを800字以内に書くりょうなこと、この公募した人のレポートなんかを公開できるのかできないのかりょうな点についても、どういう気持ちでこういところに応募されたんかりょうな気持ちが我々わかりませんので、そういうことが公開できるかどうかりょうなことについて、行革のことについてまず一つお聞かせ願いたいと思います。

企画課長(大舌 勲君) まず、選出母体でございすけども、選出母体は先ほどから言われておりますように備中西商工会でありますとか商工会議所、それから男女共同参画ネットワーク、青年会議所、婦人協議会、全労働組合協議会といった、井原市内で大きな組織を持つ組織の中から選出していただいております。これの選出につきましては、各選出母体に依頼をいたしまして、その中で行政改革審議会としての選出をりょうなことをお願いをしております、こちらからの指名はあったものではございせん。その中から選出された人を委嘱させていただいているりょうな状況でございす。

なお、公募につきましては、行革委員につきましては4名の公募をいたしております。

ご指摘のとおり、公募がございましたが枠に足らず、前回の方なり、それから地域の推薦の方なりにどうでしょうかとお声をかけさせていただいたのも事実でございますが、ご本人がよろしいということでございましたので、公募ということで公募の申し込みを書いていた、公募枠で入っていただいたという方もいらっしゃいます。

委員外議員(森下金三君) 公開できるかどうか。

総務部次長(佐藤文則君) 公募の作文については、公表できるものではないというふうに、情報公開制度の中でそう解釈いたしております。

総務部次長(佐藤文則君) 森下議員さんがお尋ねになったのは、作文が公表できるかどうかというお尋ねだったと思うんですが……。

委員外議員(森下金三君) ここに、委員の申込用紙がありますよね。それで、ここにいろんな作文というかレポートがあって、私はこういう気持ちでこの行革の委員になりたいという、その気持ちですよね。それを我々わからんわけじゃから、どういう気持ちでこの人がなられとるかというようなことについて知りたいので、それは作文というかレポートを見ればそういう気持ちというのがわかるから、そういうことは公表できるのかということをおっしゃるわけ。

それともう一点は、多額の補助金をもらっておる団体が、この行革の、行革の主なものは補助金なんかの見直しなんかをしておるわけでしょう、いろんな形で。そういう意味で、審議しとる中で、多額の補助金が全然変わってない。それはいろんな理由があるでしょう、そういうことについてどうかと。そのままずっといくのがいいのか、やはりそういう指摘があった場合は、いろんな団体が、そういう補助金をもらよう団体が補助金のカットをするのにふさわしいかどうかというようなこともあわせてお尋ねしたわけです。

総務部次長(佐藤文則君) 作文の公表につきましては、先ほど申し上げたとおり公表に向かない情報であるというふうに、情報公開制度の中で理解しております。

企画課長(大舌 勲君) 補助金を受けられている団体が、こういった行革の選出母体でいいのかというご質問でございます。

補助金につきましては、3年に1回の見直しをいたしております、先ほど森下議員さんがおっしゃいました21年から23年につきましては、21年度に見直しをかけ、その後今年度また見直しをし、25年度にそれを反映するものでありますので、実際の金額につきましては来年度また予算に反映されるものであります。

なお、従来よりこの市内の大きな組織の中からという形で選考させていただいております。ただ、これがこの審議の内容において平等な審議がなされているかいないかということでございますが、それにつきましては、事務局としましてはこの補助金をいただいている団

体があるということで、平等な審議がなされていないとは考えておりません。

委員外議員(森下金三君) このメンバーも言ったわけですが、例えば井原商工会議所は2名の方が入っておられるわけです。つまり、同じ団体で2人入るのが果たしていいのかなということも疑問に思うんですけど、その点はどういうふうに思われます。

企画課長(大舌 勲君) これにつきましては、特に理由はないわけですが、以前からこの会長をいただいております関係上、このような構成になっております。会長とほかの役という形で2名になっております。

母体そのものの構成につきましても、2年に1回の見直しということになっておりますので、その都度協議はさせていただきたいと思います。

委員外議員(森下金三君) 2年の見直しということですけど、平成22年8月23日からことしの8月22日までが前の委員ですわ。その委員も商工会の方が2名入っておられるわけです。そしたら見直しも何もない。それで、この報告書には委員会の構成が見直されて、どこを見直されたんかな。何ぼかは変わってますよ、12人のうちの5人は。それで、12人のうちの7人は全然変わってないわけです。だから、新たに幅広く声を求める場合は、いろんな団体から入れるんなら、いろんな団体から協議をして入れるべきです。例えば、商工会2人入れる必要ない、どっちか代表出てもらえばいい。そういう審議会のメンバーのあり方というんが私は非常におかしいと思うのと、電話かけられた人もそういう意味を持って補助金ようけもらようるもんが、恐らくかなり詳しい人が電話されたんじゃないかなと思う。普通の人じゃ、ここの団体がどのくらい補助金もらようるというのはわからんわけですから。そこら辺を僕はちょっと言ようる。同じ団体からは出さんというようなことについて、どう思われるんか。

企画課長(大舌 勲君) 行革の答申の内容の、審議会の構成が見直されというのは、この行革審のことだけではありませんで、市が持っております審議会全体の中での構成比等のコメントでございます。

なお、議員さんからご指摘のような、一つの団体から2名の選出ということにつきましては、次回の改選期につきましては検討させていただきたいと思います。

委員外議員(森下金三君) その審議会の、これに特化したことを言ようるわけではなく全ての審議会においてそういった見直しがやらなければいけないのに、その一番のもとであるこの審議会がほとんど、言うなれば変わっていない、半分も変わってないというようなことがいいのかなと、これがずっと今度また続くわけです。前2年、また2年続きと。果たしてそれが行革の審議にとって、ほんまの審議ができるんかなということも疑問に思うわけです。そういう点を指摘して、途中で変えるというわけには多分いかんと思うんですけど、もし変えることが可能ならば、そりゃ変えるべきじゃろうと思うんですが、どんなんです、その

点は。

企画課長(大舌 勲君) 任期の26年8月までは、この委員の方をお願いしたいと考えております。

委員外議員(森下金三君) まずそういうことをご指摘しまして、もう一点この検討委員会の委員のことについて、委員会について質問いたします。

これは簡単なんですけど、実は井原市制60周年記念事業検討委員会というものが立ち上がって、委員の構成というものが15名選ばれてます。いろんなそこで60周年記念としてどういうことをされるか、どういうことをしようかということを検討されるんだろうと思いますが、その中に、合併して井原、芳井、美星が一つになったんだから、それでも何でもいいわということにもなるかと思えますけど、この検討委員会のメンバーが、私は、芳井町でございまして特に目がつくんですけど、芳井町の人が誰ひとりもおらん。ただ一人おるのが井原市校舎長会、この校長先生が美星の小学校へ務められておりますけれど、この方芳井ですけど、この方が代表として一人おられるだけで、あとは全く芳井の人はおられずに美星、井原、そういう形であると。それで、公募も応募があったんかなかったかということを知りたいんですけど、井原が1名、美星が1名、芳井は公募されてなかったんか、公募をお願いしてもだめなかったんか、応募がなかったのか、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

総務部次長(佐藤文則君) 公募があったか、なかったかというお話ですが、実際には公募で最初の申込期限までに応募がない状況でした。そういった中で、実際には例えば他の団体で公募で来られとる方をお願いをしたり、そういった中で委員になっていただいたり。ですから、ほかの審議会での公募委員に、うちのほうのあれにもなっていただけないかという打診をし、自主的な公募という形で受け入れたという状況でございます。

委員外議員(森下金三君) ということは、芳井の人は公募に応募がなかったというふうに理解すればいいんですかね。

総務部次長(佐藤文則君) そのとおりでございます。

委員外議員(森下金三君) それともう一点、いろんな団体がおる。やはりそれぞれの地域で60周年、芳井は芳井で何かしたい、美星は美星でやりたい、井原は井原、それかどういいう形になるかわからんですけど、井原全体でやられるのか、そういうところで意見を出すのに、やはり地元おったら地元の意見が要望が強くなっていくというような形で、私もこれも見ると宛職というか、そういう団体、協会がほとんどで、公募が2名だけですわね。そういう形の人選の仕方ということも考えていかにゃいけないのじゃないか。やはり、いろんな人材がおられるんで、そういう人材を求めていくことが必要であろうかと思うんです。

そしてまた、ここにも婦人協議会、また同じ人の名前。まあ、それは1回出れば1回6、

500円もらえるかもしれませんが、そういう意味じゃないとは思いますが、そういう形で同じ人が余りにも集まってやるから新しい発想ができないんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどういうふうに思われます。

総務部次長(佐藤文則君) まず1点、委員の方に6, 500円の報酬は支払っておりません。

委員外議員(森下金三君) ああ、委員はないんか。それは失礼いたしました。

総務部次長(佐藤文則君) この60周年を祝うということで、考え得る団体から推薦をお願いいたしました。ということで、やはり商工関係、観光関係、農業関係、そして自治会関係、婦人会関係、そういった考え得る分野から、この60周年の事業を行うにふさわしい方を推薦してくださいということで推薦依頼をそれぞれの団体の長にお出しし、推薦をいただいた委員でこの60周年の記念事業の審議会のほうを開かせていただいております。あくまで我々がこの方をということでお願いしたものではなくて、その団体の推薦者を素直に受け入れて検討いただいたということでございます。

委員外議員(森下金三君) わかりました。その団体をお願いしたら、見ると、団体の長がほとんど自分を推薦して、自分の名前を出してやっとなのを、この名簿から見ればほとんどそうだとしたら、井原市議会においては議会において議長を推薦として出しとるわけですけど、よその団体を見てもそうかと思えば、見ればほとんどその団体のトップばかりがやっとなというようなことで。私は、枠をもう少し広げて、一般の人をもう少ししっかりと、この団体も必要ですけど井原の一般の人も枠を広げて多く募集をしていくということができなかったのかなど。これは、もう検討委員会をもう構成しとるから今から変えるというわけにもいくまいと思っておりますけど、今後こういう委員会を立ち上げたり何をするときには、そういう人を多く人材を求めているような意見を聞くというふうにすべきだろうと思う。いつも同じ人ばかりが出てやると、同じ意見で、執行部が言うたとおりに、はいそうですかということになりやすいというふうに私は思いますので、その点今後そういうふうに、私が言うたようにある程度一般の人をふやすというような方向にやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

総務部次長(佐藤文則君) 審議会とか協議会とか全般にわたっての考え方ということだと思いますが、やはり公募枠を設けて市民の方に参画をしていただくというのが一つあるかと思っております。きょうるるご協議をいただきましたが、やはり公募の方を求めていくようなPRを私どもとしてやっていかないといけないのかなというふうに思いますし、今後各種の団体に、役員の方のご推薦いただく際にそういった配慮をお願いするということも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

委員外議員(森下金三君) よろしいです。ありがとうございました。

委員(森本典夫君) ただいまのいろいろ話を聞きょうりまして、公募をして大いに委員になっていただくと、一般の人が。大変大事なことだし、そうでないといけないと基本的には思っておりますが、公募枠が4人だったのが2人しかなかったと。あと2人は公募がなかったから今次長の話ではほかの委員会、審議会に出ておられる人に声をかけて応募していただいたことを言われましたが、果たしてそれが純然たる公募なのかどうなのか。公募で載すことになるのかどうなのかというのをちょっと疑問に思うんですが、どうでしょうか。

もし、そういうことでほかの審議会、協議会におられる人に、この審議会には公募で応募していただいて、その人も多分800字以内で改めて書くんかどうか知りませんが、そういうことをしていただかなくて、その人が何か団体に所属しておられればその人に委嘱するとかというような形で、公募ということは、形としてはいいですよ、公募が何人おるというのでいいと思いますけど、純然たる公募でないような人を公募として上げること自体は問題ではないかなと。したがって、先ほど言いましたように純然たる主婦の方で、ほかのところへ出とられるという方をお願いするんだったら、主婦という形で、公募でなくて主婦でおたくにお願いしますというような形にはできないんでしょうか。そうしないと、何か公募といえどこの中に4人おる、5人おるなら皆さんが公募して出てこられたんじゃないかということに一般的には思いますが、今の話ではこちらからお願いして委員になってもらったというような形があるということでもありますので、そういう意味では、そこらはそのまますを名簿として出すべきではないか、公募ではないというふうに僕は思うんですが、その点何か便宜上公募が4人おるから、2人しかねなかったから、あと2人はぜひあなたになっていただけませんかということで、ああそうですか、そりゃ私もそういうことに興味がありますからやりましょうという形でなっていたらいいのは公募ではないというふうに思うんですが、その役職名とか所属団体とかというのを摘要のところを書いて出せばいいんじゃないですか。そうしないと、公募ということには僕はならないというふうに思うんですが、その点考え方お聞かせいただきたいと思います。

総務部次長(佐藤文則君) そうですね、100%ということにはならないかもしれませんが、お声かけをして、応募していただけませんかということをお願いをし、一応応募ということで。ですから、あなたになってくださいというんじゃなくて、応募していただけませんかという中で応募をいただいているというふうに理解してください。

委員(森本典夫君) 実質それは逃げで、ほんなら例えば公募4人しますと、ほんならAさん、Bさん、Cさんをそれぞれピックアップして、あなた公募してくれませんかと言よんのと一緒ですから。公募じゃないですが。公募は、こういうのを募集しとるなど、ほんなら私はこうこうこうこうこういうことで、こういうことに興味があるからぜひ委員として認めて

くださいというて出して、初めて公募ですわね。今のような形では公募ではないんですから、事実を事実のとおり摘要へ載せてはどうですかということと言よんで、今のような話ですと全く、例えば4人公募しとっても4人がおらなんだら、それぞれ市内の井原から2人、芳井から1人、美星から1人、誰かええ人おらんかなというて、あなた募集してもらえませんかというようなことは、僕はすべきじゃないと思うんですね。公募して応募がなかったら、それだけ市民の方がそのことに対して関心がないんだということになるわけですから。ですから、それはそれでほかの団体にお問い合わせとか、ああいうふうにするとかという形で定員いっぱいにするとかということをししないと、何か見た感じでは公募ということになっとるから、おお、この人らが応募して委員さんになられて、委員会の中で、審議会の中で、協議会の中でしっかり意見言ってくれよんじゃなというふうに一般市民は思いますが。だから、そういう意味では、正確な表現をするべきではないかなと。100%公募でないという言い方をしましたけど、僕は公募ではないと思いますよ。それは改めるべきで、どうしても公募が4人したのに2人しかおらなんだということになれば、なかなか難しいかもわかりませんが、ほかの団体でそれにかかわるようなことが、団体等々があれば、そこへお願いして、その中で人選していただいて、その人になっていただくというようなことをしないと、本当に実質的な委員選出になってないというふうに今までの論議を聞いて思うんですが、その点今までどおりでいくのか、改善するのか、ちょっとそのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

総務部次長(佐藤文則君) 摘要の欄は、やはり公募ということで取り扱い、公募の委員さんとしてフィフティーに意見を出していただくためにも、やはり摘要の欄に、もし書くことがあるとすれば公募という取り扱いで、ほかの公募の委員さんと同等に意見、発言をしていただきたいと思います。委員さんのほうが、例えばの話で言われたのかもしれませんが、主婦というようなことはちょっと書けないのではないかというふうに思っております。

委員(森本典夫君) なぜ書けないかわかりませんが、やはり改善すべきところは改善し、それから僕らはできるだけ公募で市民の声をしっかり聞く委員会、協議会にしましょうというのが基本的な考え方ですので、大いに公募枠を広げていただいて市民の声を聞いていただくというふうにしていただきたいと思いますが、実際に公募して、なかったらなかったで、先ほども言いましたようにほかの団体をお願いして、その団体から選んでいただくか、日程的な問題もあったりするんでしょうけど、公募の締め切りが、締め切って4人中2人しかなかったということになれば、あと2人はほかのところから選んでなってもらおうというようなことをしないと、現実的ではないし正確ではないというふうに思うんで、そのあたりは100%ではないと言いながら、公募とすれば表向きは格好いいですよ、委員を発表した場合に公募が何人と言うたら。現実的には、公募でないですが。ですから、その点は改

善していただきたいというふうに思うんですが、改めて改善の意思はありますか。

副市長(三宅生一君) 審議会については、広く市民の声を聞こうという考え方でできておりますので、森本委員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。そういう中で、団体から選出あるいは公募という形をとってきたわけですが、従前は審議会に公募という枠はなかったりして、この行革審議会において公募をやったらどうかというようなことでスタートしております。特に行革そのものに公募を多く取り入れようというのが行革の中におけるわけで、その行革審議会の12人程度という中に4人の公募を持ってこようということでスタートしております。

この公募については、先ほど来、実際問題としてなかなか公募をしてもどの審議会にも手を上げられることが少ないというのが実態としてあります。あわせて団体から推薦していただくにも、例えば婦人会なんかも独特の、一つの地区の婦人会長さんをお願いするというのが非常に気の毒だというような、そういった婦人会の中でのちょっとした文化のようなものがあって、みずからが出られているということで、何もこの人が、私が全部意見を集約してやるんですという、やりたいからやっているんですということの実態とは違うということをまずもって理解してもらいたいというふうに思っています。

今お尋ねの公募も、1枠だけ来て、あと3枠なかなか来れないというところで、公募の4枠というのをぜひとも行革審には確保したいということから、3つの公募枠を別の団体に振り分けるということをやっていない、できれば他の審議会に公募された人でもやっていただけませんかというというのが、ちょっと行政として行き過ぎているんじゃないかというご意見なんです、この辺のことは一つ研究もしていきたいというふうにも思っていますし、要は多くの市民の声を拾いにいくという、まずもってその本旨を間違えないようにやっていきたいというふうに思っています。

委員(森本典夫君) 副市長の言われるのは、全くよくわかります。公募でないのを公募として書くのはおかしいんじゃないかという言いで、公募枠があつて4人ということになれば、公募枠4人がどうにか決まったよというような話になれば、それは確かにいいですけども、それだけこのことについて、ほかのところにも公募がありますけども、そのことについて市民の方が関心がないという裏づけなんですよね。したがって、公募がなかったらなかったで、それぞれ事実に基づいて摘要欄へ書くというふうにしないとちょっとまずいんじゃないかなというふうに思いますので、今後の検討課題として提言をいたしまして、いつまでたってもこれ、いけませんので、終わりたいと思います。

委員(三輪順治君) 一つの質問と、一つの確認をお願いします。

まず、行革審で森下議員のほうからお話があったんですが、私も今回8月23日の会議を傍聴しておりました。そしたら、今回のテーマは、補助金のあり方について3年たったから

見直しをしたいということになりました。今ご発表聞くと、もらわれてる団体が今では4つですね、額を今ざっと足したら2,000万円近くなってるんです。一般的な疑問なんですが、補助金のあり方を議論するときに補助金をもらっておる団体が委員となって出ることの是非、この見解をまず1点お伺いしたい。

もう一点は、公募委員は、先ほど公募理由は発表なさらん、これはこれでいいんですけども、委員長とか会長とか会議のリーダーになった方には、その方の意見を引き出すためにどういう理由や動機でなられたかというのは、私は議事進行をうまくするために、その公募の、いろいろありましたけども、思いを述べていただくためには会長には少なくともこの方はこういう意見を持って応募されたんじゃないかということはお伝えしないと、なかなか審議会にしても協議会にしてもうまく回らんのじゃないかと思う。その点、質問と確認をしたいと思います。

企画課長(大舌 勲君) まず、補助金団体の構成員で補助金を審議できるかということですが、代表者ばかりではございませんで、その組織からの参加でございます。委員さんとして行革そのものを、井原市の行政改革についてのご意見をいただくということでお願いをしておりますので、これについては自分の団体であろうがなかろうが、個人的そして委員としてのご意見をいただきたいということでお願いしておりますので、公平な判断がいただけるものと考えております。

なお、公募委員さんにつきましてでございますが、このたびは、当初でございましたので、各委員さんに思いを述べて自己紹介をいただきました。その中で、それぞれの方が自分の委員となったときの思いということを述べていただいたところでございます。

委員(三輪順治君) 一つ一ついきましょうか。補助金をもらわれてる機関とか、個人的なおっしゃったけど、推薦をお願いしとるわけでしょう、団体に。推薦をお出しになった以上はその会を代表した意見を言われるわけですから、これはあくまでも個人的な意見ではない。その組織を代表した意見です。まず、その一点はおかしいと思います。

それから、私が問うた質問というのは非常に素朴なんで、補助金をもらわれとる団体が補助金のあり方を議論することが本当にいいのかという、素朴な疑問です。通常は排斥して、他の委員でその件は議論するというのが通常のわかりやすい論理なんです。それをもう一回確認します。

それから、公募の方が何か、さっき自己紹介のときに私はこういうことで、動機でと言われたという言われたけど、僕は23日に最初からおりましたけども、そんなことは一切言われてなかったように私は気がするんですけど、ちょっと確認させてください。

企画課長(大舌 勲君) おっしゃられますとおり、推薦母体の中から委員さんとして出ていただいておりますが、あくまで行革審議会の委員としてその母体、さらに学識を持つての

参加ということで承っております。その中で、全体的な審議を公正にいただけるということをお願いいたしております。

さらに、自己紹介の件でございますが、もちろん全員の方が自分の思いを含めてということとされましたが、自分の思いをしっかりと述べられた方、それから自分なりのことで述べられた方いらっしゃると思いますが、自己紹介の中でそういったものはコメントが出ていたと感じております。

当事者の団体の補助金に対するときの協議の仕方につきましては、今後協議をしていく中で検討していきたいと思っております。

委員(三輪順治君) 時間の関係でもう言いませんが、個人ではなくてその機関の代表としての意見ですね、まず1点。

企画課長(大舌 勲君) それぞれの推薦母体は、先ほど言いましたようにおのおの井原市で大きな組織を構えているところから推薦いただいております。もちろん長の方、そうでない方、それぞれいらっしゃいます。その中で、いただいております個人の方が組織を代表して組織の立場で物を言われるか、また個人としてのご意見を述べられるかというのは、そこまではこちらとしては言及しておりませんので、組織の立場でおっしゃられる方、それから個人的におっしゃる方、それぞれ委員さんとしてのご意見をいただいております。

委員(三輪順治君) 選任基準には、市政に関しすぐれた識見を有する者、2番、公募による者、3番、その他市長が適当と認める者でありますから、1番の市政に関しすぐれた識見を有する者ということであれば、これは個人の識見を意見としてお述べになるという、こういう意味合いにとれるんですが、先ほど来説明聞きようりますと、団体に推薦依頼して、その推薦依頼をもって委嘱をすると、こういうような形となれば何か看板と中身が違うような気がするのが1点。

それから、公募委員の方については、僕の答えにはお答えになってないんですが、会長さんなり委員長さんなり、会の代表になった方には少なくとも公募理由、私はこのために公募したんよというのをお伝えすべきではないかというように私は思っております。それについての見解がありませんでしたので、再度お答えをお願いしたいと思います。ちょっと長くなるので、簡単でええです。

企画課長(大舌 勲君) 審議会委員の人選につきましては、先ほどから申しておりますように大きな母体であります各選出母体をお願いに行きますが、そのときには行政改革審議会の条例を持っていきまして、そのものの第3条を含めまして市政に関しすぐれた見識を有する者、それから公募による者、市長が認める者と、この3点からお願いをしておりますということで、1の市政に関しすぐれた見識を有する者という方で選出をお願いいたしますということをお願いをしております。選出母体は、先ほど言いましたように大きな母体でありますけ

ども、個々に出てこられている方は個人的にそういったすぐれた見識を有する方ということで認識をいたしております。

ただし、先ほど補助金等の件に関しましては、関係団体には所属していらっしゃいますので、この公平な審議につきましましてはまた審議会のほうで公正な審議ができるよう協議したいと思えます。

もう一件、公募の方のご意見を会長にはということでございますので、これにつきましては、そういったご意見の聴取等につきましては会長と相談させてもらいたいと思えます。

委員(三輪順治君) ちょっと最後ニュアンスが違うんですが、会長なり委員長は会を仕切るわけですから、せつかく公募になった委員さんに発言をしていただく、その意味で、私はなぜこういうことでこういう委員を希望したかというのを、相談じゃなくて行政から見ていただいて、それを踏まえて委員長なり会長は議事を進行していただきたいと、こういう意味ですから、ひとつよろしいですか。ちょっと確認です。

企画課長(大舌 勲君) はい、わかりました。

委員(三輪順治君) よろしくお願ひします。

委員(森本典夫君) 行革審について出ようりますが、僕の認識としては、補助金については今論議をされましたけども、行革審というのはそれこそ行革についての論議をするわけで、物すごく広いものですわね。その中の一つが補助金の見直しとかということがあると思うんで、そういう意味では各種団体の方々が各種団体から推挙されて出てこられて論議をするというのは大変結構だというふうに思えます。

しかし、各種団体から出てこられても、今話が出てますように、雑談の中でも言うたんですけど、各種団体でその代表で出てきとるけれども、ほんならその会議へ出るときに各種団体の組織の人にこういう議案が出とるけども、今回出ていくんですが、それぞれ意見言うてくださいというようなことは一切僕はしてないというふうに思うんです。したがって、出てこられた委員さんの個人的な、各種団体の代表で出てこられとるけれども、言ってみれば個人的な意見ということになってるんじゃないかなというふうに思うんで、それはもうどうしようもないんかなと思う。その方が本当にその組織の意見を吸い上げてこうということになれば、ちょっとかなり労力が要ると思うんですけども、そこまでやっていただければいいんですが、そうはなっていないだろうというふうに思うんで、言ってみれば個人的な意見だろうなというふうに思う。それは仕方がないかなというふうに思っております。

それから、先ほど来出てますように、補助をもらっている団体の、今回で言えば補助金の見直しについては、そうなれば5人の方が該当するわけですが、これだけの方がおられて全員出席の場合は、そのことを審議するときにはちょっと席を外していただけますかということができるのかどうなのか、ちょっと確認です。

企画課長(大舌 勲君) それにつきましても、審議会の会長を含む委員さんと協議をさせていただきたいと思います。

委員(森本典夫君) ぜひ、そういう疑念がありますんで。実際問題、補助金もろうとるところが補助金の見直しをしようということになれば、自分のところは下げてもらってはいけんというのが人情なんで。そういう意味では、そんなことは関係なしに公平に判断しますということにはなかなか実際にはならんというふうに思うんで、そういうことができることになるんならそういうふうにして、補助金の見直しをこれからしますがということであれば、もらっている人の意見が反映されないの、今心配されてるようなことはなくなるというふうに思うんで、ぜひそこらあたりを検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何か、もう一つあったけど、忘れた。以上です。

委員(乗藤俊紀君) ただいまの森本委員に関連するんですが、この行革審は何人以上の出席があれば議題が成立するんでしょうか。出席何人とか、そういう決まりがあるかないか、ちょっと確認させてもらいたい。そういう決まりがあるのかないのか。

企画課長(大舌 勲君) ちょっと確認させていただきます。

委員(乗藤俊紀君) それは後でいいですが、今森本委員が5人と言われたんですが、これは関係者が6人おると思うんです。12分の6が……。

委員(三輪順治君) 4団体5人じゃねん。

委員(乗藤俊紀君) 4団体6人だと思う、関係者が。

委員(森本典夫君) あと、ほんなら誰々、もう一人は誰ですか。

委員(乗藤俊紀君) もう一人というのは、僕はわからん。誰で5人か。

委員(森本典夫君) 4つ、1, 300万円、200万円、84万円、135万円、そういうて言われて、あと商工会議所が2人おられるんで、僕は5人じゃというふう認識しとんんですが、4団体5人だと認識してるんですが、それ以外に誰がおられるんでしょうか。

委員(乗藤俊紀君) 一番下から2番目の井原市全労働組合協議会と、上から3番目の連合岡山井原市協議会が、ほぼ……。

委員(三輪順治君) 連合がない。連合が……。

委員(乗藤俊紀君) いやいや、違うけども、同じ……。

委員(森本典夫君) ここへ補助金出とるけどな。

委員(乗藤俊紀君) 補助金は出てないけども。

全労働組合と同じ形……。

委員長(河合建志君) ちょっと、挙手して申してください。個人の雑談ではありません。

企画課長(大舌 勲君) 会議成立の規定はございません。

〈なし〉

〈その他本委員会の所管に属する事項〉

委員(森本典夫君) グラウンド・ゴルフ場がやり出しまして、きょうは休みですが、きのうまでの利用状況、それから市内、市外の利用状況をお聞かせいただければ。もし資料があれば、お聞かせいただきたいと思います。

それから、先日市内の井原町内の工場が倒されまして、かなり大きな広場が更地になりました。そのことで教育長に直接、市立高校の移転新築をあそこにできないかというような話をさせていただきましたが、その2件についてお尋ねします。

委員長(河合建志君) この際、お諮りいたします。

森本委員提案のグラウンド・ゴルフ場の利用状況の件についてと、市立高校の移転地の件について議題とすることにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

スポーツ課長(三宅孝一君) まず、1点目のグラウンド・ゴルフ場の現在までの利用状況でございますけども、昨日までと言われましたが、本日定休日ではございますがピオーネ杯という大会を行っておりまして、きょうまで言わせていただきますと全部で3, 240人、市内が2, 388、市外が852となっております。

委員(森本典夫君) ありがとうございます。

利用日数というのは、わかりますか、すぐ。

スポーツ課長(三宅孝一君) 本日まで24日なんですけども、2日定休日がありますので、22日利用日数がございます。

委員(森本典夫君) ありがとうございます。

委員長(河合建志君) 次に、市立高校の移転について。

教育次長(初崎 勲君) 市立高校の移転地候補地でございますが、市立高校のあり方検討委員会でも出ましたが、既に住宅用地ということで話ができとるようですので、候補地からは落としております。

委員(森本典夫君) 不動産屋の名前も出て、言ってみれば誰か買う人おりませんかという形の看板が出ておりましたが、もうその時点で決まっちゃったというふうになるのでしょうか、どうなのでしょう。更地にしました、看板はどこが扱いますよというふうなことに不

動産屋の名前も出ておりましたが、それが住宅地として決まるとんならそんな看板は出ないと思うんですが、そのあたりの経過はどうでしょうか。

教育次長(初崎 勲君) 候補地につきまして、今何点かに絞るとるんですけど、その絞る段階で新たに用地を購入するということは除外してると。その中に入ってるということです。

委員(森本典夫君) 新たに土地は求めないということで、もう全部カットと。新しいそういうええ土地があっても、もう新たに土地は求めないからだめということになれば、どういう基準で市立高校の移転を考えておられて、具体的には何カ所、どういうところでしょうか。

教育次長(初崎 勲君) 既に市が持っている土地、公有地で有効面積がとれるところということで候補地を絞っております。

委員(森本典夫君) 有効面積は幾らということにして候補地を絞っておられますか。

教育次長(初崎 勲君) 校舎だけで、ほかが運動場等が使えるところ、校舎、体育館、運動場が使えるところという2つの基準で面積を出しておりますから、4,000平米から1万5,000平米、場所によって、まちまちでございます。

委員(森本典夫君) その工場跡地が全くだめということで、市有地ということではありますが、4,000から1万5,000という中で、今候補地として何カ所どのあたりへ出てますか。

教育次長(初崎 勲君) 数カ所なんですけど。

委員(森本典夫君) 数カ所ということで、後が出てこないんですが、地域的にはどこの町ということでしょうか。

教育次長(初崎 勲君) 駅から近いところということで、井原、出部あたりでございます。

委員(森本典夫君) それでは、井原、出部町あたりで今数カ所そういう候補地があるというふうに判断してよろしいか。

教育次長(初崎 勲君) 検討委員会の中では数カ所ということで、はい。

委員(森本典夫君) 検討委員会の中で、できるだけ早く結論出させていただいて、できるだけ早く移転新築をしていただきたいと思いますと思いますが、教育長、どうでしょうか。

教育長(片山正樹君) そういうことについて検討委員会で諮っていきたいと思います。

委員(森本典夫君) できるだけ早くというのを、教育委員会のほうから検討委員会のほうへしっかり反映していただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

教育長(片山正樹君) 働きかけてまいりたいと思います。

委員(森本典夫君) よろしく申し上げます。

委員(三輪順治君) 1点目のグラウンド・ゴルフの関係で、ちょっと1点だけお尋ねします。

初日でしたが、9月1日は大きな大会がありまして、私もちょっと通る便があったんで通ったんですが、北側の二千数百坪の中に相当駐車場を確保されて、臨時でしょうか、お借りになつとると思いますが、あれはたしか土地開発公社の土地ではないかと思うんです。賃借料は、幾ら払われたですか。

スポーツ課長(三宅孝一君) 賃借料は払っておりませんが、依頼をしてお借りをしております。

委員(三輪順治君) 法人的には他人名義の土地ですから、お借りする場合は一定の契約なり、お支払いになってないということなんでしょうけども、どういう形でお支払いになってないんですか。これから大会たくさんあると思いますよ。お考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

スポーツ課長(三宅孝一君) これにつきましては、市から土地開発公社のほうへ、駐車場としてその日臨時に使わせていただきたいという旨でお借りしております。

委員(三輪順治君) 開発公社はそうでなくても6億数千万円の赤字があるわけですから、少しでも穴埋めする意味でも一般会計からお借りしたお金はきちっと払って利子の一部でもなればええと思うんですが、そういうふうな発想で検討なされませんか。年間通して結構な回数であつこを使われるように、ちょっと見たんですよ、現実問題。

きのう、四季が丘のグラウンド・ゴルフ場に、出部の東、中、西の少年団が半分ぐらいお借りしとったんですが、駐車場がもうほぼ8割ですわ、その段階で。あれ、一般客入ったらどがんなかなかと思うたんじゃけど、大きな大会になったら恐らく相当借りないといけないというような直感があるんですが、この際開発公社と井原市は別法人ですから、きちっとお互いに相互契約するなり、そりゃ政治的な判断でただにするんならそれでええでしょうけども、赤字の団体がただにしてもええとは普通は言わんのんで、幾らかでも理由を立てば一般会計からお金を払ってあげりゃあええんじゃないですか。ちょっと検討してみてください。どうですか。

総務部長(長野 隆君) あくまでも臨時的な使用で、年間の回数とか今は不明でございますが、そういったことで協議会のほうから臨時的な使用について依頼があった場合は、現在のところ無償で置かせてもらうというふうにしております。今後、回数がふえるとかということがあれば、また別途検討が必要かとも思います。

委員(三輪順治君) ぜひ、お願いします。

それと、もう一つ聞くんですが、きのう少年団の子供さんたちが何十人か行かれましたけど、減免措置をされたということで、使用料は高校生以下100円となっておりますが減免をさ

れた、つまり無料でお使いになったと、こういうふう聞いております。私は、それはそれでいいと思うんですけど、ちょっと条例を詳しく見てませんが、減免規定の運用なんですけど、これから3世代交流とか公民館同士でやるとか、いろいろグラウンド・ゴルフをうまく使っていく企てがあると思うんです。そういう意味で、やっぱり減免をするのであれば、もしルールがあればまた教えてください。なければ、またお示してください。どうでしょうか。

スポーツ課長(三宅孝一君) この日曜日の分につきましては、スポーツ少年団という枠組みの中から減免をさせていただいております。

それから、公民館行事で使われる場合等も、他の施設と同様に減免の規定がございますので、それでやっております。

委員(三輪順治君) 減免規定は周知をする必要があると思うんですけども、それは委員会のほうにお出しいただけますでしょうか。

スポーツ課長(三宅孝一君) お出しすることは可能だと思います。

委員(三輪順治君) 出していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

スポーツ課長(三宅孝一君) それでは、出させていただきます。

委員長(河合建志君) 今、三輪委員より提案がありました、減免規定を総務文教委員会のほうへ執行部より提出していただくということで、どうでしょうか。

〈異議なし〉

委員長(河合建志君) グラウンド・ゴルフ場の使用についての減免規定を執行部より提出していただくように、よろしく願います。

委員(森本典夫君) 駐車場の話が出ましたんで、関連して。

きょうのピオーネ杯は、前の開発公社の土地は駐車場としてお借りになりましたか。

スポーツ課長(三宅孝一君) はい、お借りしております。

委員(森本典夫君) グラウンド・ゴルフ場建設計画の中で、私も言ったと思いますが、駐車場が余りにも少な過ぎるという話をさせていただきました。そのときには、大ざっぱに言えば、どうにかなるだろうという答弁もありました。現実的にはちょっと大きい、9月1日もかなり大きなのでしたし、ピオーネについても市内の方々が集まってやるということではありますが、それでも駐車場を借らなければならないということでもありますので、例えば備中あたりを対象に大会をすると、全国大会ができるわけですから、そういう意味では駐車場は圧倒的に少ないというふうに思いますが、その点、例えば今使っている開発公社の土地を、言ってみれば、今話も出ましたけれども年間契約で借るとか、買い上げるというのは大ごとでしょうけども、そこらあたりをやられないとその都度その都度貸してください、貸してく

ださいということになるのか、要るときには使わせてもらうで、へえ、ええですということになってるのかどうなのか、そのあたりちょっと改善しなければならないというふうに思うんですが。ちょっとした大きな大会を、市内の大会でも前の開発公社の土地を借らにゃあいけんという状況ですので、このあたり一帯を呼びかけてやるとなれば絶対に駐車場は不足するということになります。そういう点では、教育委員会としてはどういうふうにお考えでしょうか。絶対にこれは改善せにゃいけんと思うんですが。もう、初めからわかつたこと。

教育次長(初崎 勲君) 先ほど総務部長のほうからも答弁がありましたように、ちょっと公社とそういった長期的なことについて話し合いをしていきたいと思えます。

委員(森本典夫君) できるだけ大きい大会のときには心配せずに車がとめられるという状況にしないと、僕も始まって以来いろいろどのぐらいな利用があるのかなという話を聞きましたが、かなり市外からどっと来ておられるというようなことがあります。そういうときに、おい駐車場がねかったろうということになったら、今度はもうあつけえ行っても車とめるのは往生するぞというようなことになったら利用が遠のくということになるんで、そういう意味ではかっちり駐車場は確保してやっていくということで、今総務部長との話でということ、土地開発公社との話でということになるんでしょうが、これは早急に結論を出して、どっからどのぐらい来ても大丈夫だというぐらいの駐車場を確保する必要があるというふうに思いますんで、その点、最終的には教育長、どうでしょうか。

教育長(片山正樹君) やり方は、最初のときの答弁にあったと思うんですけども、大会によって陸上競技場のところからピストン輸送するとかというようなことも話には前出ていたと思いますので、そういったことも含めて検討してもらいたいと思えます。

委員(森本典夫君) 利用した人から不満が出ないような対応を、ぜひ今後やっていただきたいということをお願いをいたしまして、この問題を終わります。

〈なし〉

委員長(河合建志君) 以上で、所管事務調査を終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思えますが、何かございましたら発言をお願いします。

副市長(三宅生一君) 本日は、長時間にわたりましてありがとうございます。

委員長(河合建志君) 執行部の皆さんには、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございます。

〈議会への提案について〉

〈回答案について協議〉

〈決定〉

委員長（河合建志君）　これで、議会への提案については終わります。

次に、先ほどの配付資料の取り扱いにつきましては、後日の総務文教委員会で協議したいと思いますが。

委員（森本典夫君）　後日の総務文教委員会というのは、いつになるんですか。時間4時過ぎましたけど、僕はすぐ結論出ると思うん、このことは。だから、出していただいて、その結論に従ってアクション起こすということにすべきだと思いますよ。次回の総務文教委員会いうて、いつになるかわからんのじゃけえ。やりましょう、この際。余り延ばす意味ねえがな、簡単にいくのに。

委員（乗藤俊紀君）　次回というのは、いつのことですか。

委員（森本典夫君）　じゃけえ、それがわからんの。

委員長（河合建志君）　閉会中です。

委員（三輪順治君）　閉会中でなるべく早い時期に、10月入ったら。

委員（乗藤俊紀君）　きょうやりましょう。

委員（三輪順治君）　やるんですか。

委員長（河合建志君）　ほかの皆さんのご意見は。

委員（乗藤俊紀君）　もう、その1件だけで。

委員（宮地俊則君）　結構です。きょうやるという事で。

委員長（河合建志君）　先ほど提案されました、審議会を傍聴されている市民の方への資料を回収するという点について、そのまま差し上げる、配付したらどうかということで執行部との話が結果的に物別れになりました。

これを総務文教委員会で協議し、執行部のほうへ正式に要望するということが、これからの議題であろうと思います。内容的に、本質的に。

委員（乗藤俊紀君）　審議会、協議会等の傍聴に対する資料は回収しないということで、執行部へお願いすればいいと思います。

委員（三輪順治君）　少し細かくなりますが、個人情報等を公開条例で非開示となっている部分は除き、原則公開をお願いしたいというふうにおっしゃっていただければいいと思います。

委員（森本典夫君）　各委員にはそのまま出しとるわけじゃから、それはもう問題ないと

思うよ。個人情報とかなんとか言うも。委員に出しとる、個人情報で出したらいけんことについては、何ぼ委員じゃというても出せんわけじゃから、それを出しとるということは100%オーケーの分が出とるというふうに思うんで、それはそれを傍聴者に100%資料として渡していただくということでいっていただきたいという要望をしていただくよ。

それで、引き続いて、何でそんなことを言うかということ、今論議いろいろしたんですけども、もう出しませんて言ようるわけじゃから、そういう意味では一議員が提案しても向こうはその気がありませんいうて言よるわけじゃから、議会、委員会として正式に文書として出せば、それはまた出しませんいうて言うかもわからんけど、じゃけどやっぱりそれだけ重みがあるというふうに思うんで、僕は提案させてもらいました。

ただ、その前に前もって文案は後々そうしましょうということになれば考えにゃいけんけども、委員会としてそういうのを出しましょうという話で後刻検討しますということは執行部は知つとるわけじゃから、そういう意味では委員会から出そうという話になったけど、やっぱり結論はあの委員会の中でなったと同じかなということの内々に打診してもらって、そりゃもう考えて出さにゃいけんと思うということになれば、うちのほうは委員会として出さんでもええわけじゃから、1回僕はそれを打診をしていただいて、いや、そりゃもう今までと変わりません、委員会で言うたとおりでですということになれば、僕は委員会として今言われたようなことで100%傍聴人に出しなさいということを経営部として執行部に届けたらどうかというふうに思います。あれだけの論議した中じゃから、向こうも何ぼか考えとるかもわかりません。

以上。

委員（三輪順治君） 原則はそれでいいと思うんですが、例えば民生委員の公募者の人選の議題であるとか、個人情報の不服審査会とか、情報開示における不服申し立て等については、申立人であるとか内容が書かれた上での審議になる可能性がありますから、基本的にはそういうところは非公開になつてははずでございます。ありますが、場合によっては公開を是とするという結論が得られたとしても、傍聴人の方については先ほど来執行部が言ったように地公法の適用がございませんから、いわゆる守秘義務の強制的なことができませんから、私はあくまでも関係法令あるいは情報公開条例の非開示情報を除くものであれば原則公開をするのが基本であるため、そういう観点でおつくりになつた傍聴資料は全て開示すべきであるというふうに、少し丁寧に執行部のほうにご説明ををお願いをしたらどうだろうかというふうに私は考えます。

以上です。

委員（森本典夫君） そのやり方で結構です。

委員長（河合建志君） 今森本委員、三輪委員からるる説明がありましたが、皆さん方ど

のようにお考えでしょうか。

委員（宮地俊則君） 先ほど来この議論がずっと続いておったわけでございますが、終盤副市長のほうから研究したいと答弁がございました。私は、そういう答弁をはっきりされましたので、その結果を待ってもいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

委員（森本典夫君） 副市長のそういう答弁を僕も聞いておりますが、だからぼつと全部出すのではなくって、きょう会議を受けてそれぞれ総務部長、次長あたりが副市長あたりと話をしとる可能性があるんで、そういう意味ではちょっとどういう状況なのかというのを聞いていただいて、それでもう全くそういう余地なしということになるんでしたら、研究する言ようけどいつまで研究するんかわからんわな。じゃから、とりあえず総務部長あたりと副市長が言よったけどもどうなんかなという話をちょっと打診をしていただいて、それでそれはもう出す方向で検討することにせにやいけまあとこの話になりよんなら、もう委員会として要望することはないというふうに思うんで。そのあたりをちょっと委員長として打診をしていただいて、議長が言われましたようにもうちょっと様子見しようかなという話になるんなら、それはそれでいいと思いますから。一応一回そこらあたりを打診をしていただきたいなと思います。多分、何か考えると思うよ、すぐ。あれだけ論議したんじゃけえ。

委員（川上武徳君） それでよろしいと思います。打診したら。

委員（坊野公治君） 私も、一方的に回答待つんであれば、いつまでたってもこんということも、ないとは思いますが、それもあてもいけないうことなので、今森本さんが言われた、打診を試みての結果を見て、また。内容については、私は先ほど三輪さんが言われた内容でよろしいと思います。

委員（大鳴二郎君） 僕は今さっきも、副市長最後に宮地さん言われたように研究する言われたんで、そういうことをちょっと信じながら。打診すると言よったけど、それをしてもええけど、すぐにすぐじゃなくてもちょっと2日ほど余裕を置いて、そういうことでよろしゅうございます。

委員長（河合建志君） 皆さん方の意見を集約しますと、正式に文書でもって申し込む前に、まず執行部のほうへ委員長、副委員長で打診をします。日中間の尖閣諸島じゃないけど、難しいことは事実ですけども、そのあたりを十分踏まえて皆さんのご期待に沿うように交渉してまいります。

委員（三輪順治君） そのときにちょっと確認してもらいたいんですけど、今いただいた稟議書のコピーには市長の印鑑ないんですね。対外的には、井原市がいわゆる回収するということになると市長の判断があったと思われるんですよ。ですから、申し入れされるときに、市長は当然ご存じなんだろうというのを添えて言うてください。

委員長（河合建志君） 想定で言うわけですか。

委員（三輪順治君） いやいや、だって印鑑がないんだから、これは表面的に見りゃあ。だけど、多分内々には言うとするはずじゃけど、あなた全部責任者だから、当然知っとくべきでしょうと。それだけ確認した上でやってください。だって、対外的なんです。

委員長（河合建志君） それでは、この件につきましては、委員長、副委員長に一任を願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（河合建志君） それでは、そのように了承を得ておきます。

その他委員の皆様から何かございますか。

〈なし〉

〈議長挨拶〉

委員長（河合建志君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

議会への提案についての協議結果

回収場所	記入日	内容
いばらサン サン交流館	24.5.18	①市内に大学の誘致 ②市内の公共施設の利用頻度の少ない所の縮小 (芳井町のあすわ労働会館等) ③井原市議会の定数削減 *給与の削減 *日給月給にすべきである(欠席する者がいる為) ④市会議員が重要議会等を放棄し遊びに行ったりした場合などは条例を作り厳しく罰則を与えるべきである。

③④については、議会活性化特別委員会で協議した回答案

回答(案)

この度は井原市議会へご提案をいただきありがとうございます。

〇〇様からいただきました提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

まず、市内への大学の誘致についてのご提案でございますが、これまでの取り組み及び今後の方針について執行部の考えをもとに回答いたします。

本市では平成4年6月に市議会議員や学識経験者等で組織する「高等教育機関調査研究会」を設置し、近隣の大学の視察や国の動向など、その研究を重ねてきたところです。

平成11年11月の同研究会において、専門学校を含めた高等教育機関の誘致に対し、環境整備はもとより、経営して成り立ち、継続性等に立脚したものでなければならず、少子化の進行する中、実現は困難であるとの結論に達しました。これを受け、井原市としては高等教育機関の誘致について、特に取組は行っておらず、今後もその予定はございません。

次に芳井町の「あすわ」や「労働福祉会館」等利用頻度の少ないところの縮小についてのご提案でございますが、「あすわ」につきましては、1,200人の方が会員登録され、最近5年間では毎年約9万人の利用があります。また、一定額以上の収入がある場合は、その額の20%を成果配分として市へ納入していただく契約となっており、平成23年度は236万円が納入されるなど、利用数、収入ともに順調に運営がなされています。

また、労働福祉会館につきましては、労働者の福祉を増進し、併せて産業の振興と地域社会の発展に資することを目的として建設され、毎年約4,500人の方に利用されており、現在のところ両施設とも本市にとって必要な施設であります。

なお、市議会には執行機関に対する監視あるいは提言といった責務がありますので、公共施設の利用状況やあり方等につきましては、議案審議、委員会の所管事務調査を通じてその責務を果たしてまいります。

次に「井原市議会の定数削減*給与の削減*日給月給にすべきである（欠席する者がいる為）」というご提案でございますが、議員の定数・報酬のあり方につきまして、平成23年5月に「議会活性化特別委員会」を設置し、平成24年2月までに11回開催し、十分な議論を重ねてまいりました。

この間、議員全員に対するアンケートを実施するとともに、全国88の類似都市や、岡山県内15都市の状況、議員一人あたりの人口・面積、学識経験者の意見、井原市職員及び市内民間企業の給与実態、平成8年の特別職報酬審議会における検討状況などを参考に、慎重に議論を重ね、平成24年2月13日に開催した議員22名全員から成る「全員協議会」で、議員の定数・報酬は現状維持という結論に達しました。

こうした中、9月定例会において議員定数を現行の22人から2人減少して20人とする井原市議会の議員定数を定める条例の一部を改正する条例案が提出され審議の結果、可決しました。したがって、来年春に執行される井原市議会議員の選挙は定数20名で行われることとなります。

次に「市会議員が重要議会等を放棄し遊びに行ったりした場合などは条例を作り厳しく罰則を与えるべきである」というご提案でございますが、井原市議会においては、井原市議会議員政治倫理条例を制定しております。この条例は、井原市議会議員が、市政に関し市民の厳粛な信託に応える代表であることを自覚し、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で真に開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的としております。

この条例の中に、政治倫理基準、議員の責務を規定しており、政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、市民及び議員の審査請求により政治倫理審査会が設置され、審査することとなります。政治倫理審査会の審査の結果によっては、議員に対し警告及び辞職勧告等の措置を講ずる場合もあります。

なお、議員の失職・懲罰に関しましては、地方自治法や公職選挙法等に規定されていますが、これらの法律に定められていること以上に厳しい措置を条例に規定することはできないので、ご理解願います。

井原市議会議員は、市民全体の代表者として、法令等を遵守し、市政に関わる自らの役割を自覚するとともに自ら研鑽を積み、政治倫理基準を遵守し、責任をもって政治活動を行ってまいりますので、今後ともご協力をいただきますようお願いいたします。

回収場所	記入日	内容
市役所1階	24.8.29	井原市は他の市にくらべて住民税が高すぎます。他の市と同じに下げてください。

回答（案）

この度は井原市議会へご提案をいただきありがとうございます。

〇〇様からいただきました提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

井原市の住民税が高いので、他の市と同じに下げてくださいというご提案でございますが、別紙の表のとおり、個人の市民税（均等割・所得割）につきましては、地方税法に税率が定められており、基本的には同一の課税がなされています。

表の下部に注1）として記載しているように、個人均等割のみが課税される方の前年所得金額の上限額に各市の間で若干の差がございますが、この上限額につきましても地方税法で規定されておりますのでご理解願います。

なお、福山市においては、注2）に記載のとおり、個人均等割を納付する義務がある扶養対象配偶者等には1,200円を上限とした減額措置が講じられています。

各市の市民税の税率等

市名	市 民 税			
	個人均等割	個人所得割	法人均等割	法人税率
岡山市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
倉敷市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
津山市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
玉野市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
笠岡市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
井原市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
総社市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
高梁市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
新見市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
備前市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
瀬戸内市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
赤磐市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
真庭市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
美作市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%
浅口市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.0%
福山市	3,000円	6.0%	3,000,000円～50,000円	14.7%

注1) ※個人均等割額のみ課税される者のうち前年所得金額が次の金額以下の場合には均等割が課されない（なお、扶養親族等がある場合は加算される）。＜地方税法第295条第3項＞
 350,000円以下（岡山市、倉敷市、福山市）
 315,000円以下（玉野市）
 280,000円以下（上記4市を除く12市）

注2) ※福山市については、地方税法第311条の規定のより、均等割額の軽減措置を講じている。均等割は3,000円であるが、次に掲げる額を減額。

(1) 個人均等割を納付する義務がある扶養対象配偶者又は扶養親族 1,000円

(2) (1)の扶養親族を2人以上有する者 当該扶養親族1人にき600円（1,200円が上限）